

議 事 日 程

平成27年第4回浜中町議会定例会

平成27年12月9日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	陳 情 第 1 号	「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情
日程第 7	陳 情 第 2 号	TPP交渉「大筋合意」の詳細を説明し、速やかに国民的議論を展開するよう求める意見書採択についての陳情
日程第 8	認 定 第 1 号	平成26年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 9	認 定 第 2 号	平成26年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	認 定 第 3 号	平成26年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	認 定 第 4 号	平成26年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	認 定 第 5 号	平成26年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13	認 定 第 6 号	平成26年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 1 4	認 定 第 7 号	平成 2 6 年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 5		一般質問
日程第 1 6	議案第 64 号	浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 65 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 66 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 1 9	議案第 67 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 2 0	議案第 68 号	平成 2 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 3 号）

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成27年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番川村議員及び10番田甫議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

副委員長より報告を求めます。

6番成田議員。

○6番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 第4回浜中町議会定例会に全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 陳情第1号「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情

○議長（波岡玄智君） 日程第6 陳情第1号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （陳情第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第7 陳情第2号TPP交渉「大筋合意」の詳細を説明し、速やかに国民的議論を展開するよう求める意見書採択についての陳情

○議長（波岡玄智君） 日程第7 陳情第2号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （陳情第2号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

陳情第2号は、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

本件について、趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ただいまの陳情について、簡単に趣旨説明を行いたいと思えます。この主の請願・陳情・意見書を求めるというものでは、私たちの町、浜中町では過去3回にわたって要望書が意見書として出されておまして、農業団体の方やあるいは農業関係の議員の紹介で、皆さんの全会一致で3回にわたって賛成され国会への意見書も出されてきました。

今回大筋合意ということで、国会では通常国会が開かれていませんので、行政の筋から色々なルートを通じて中身については報告されております。私のところにもどんなふうに変わってきたかという文章もおっしゃられています。

しかしやはり大変大事な問題ですから、これは国会にTPP交渉の全てを文書をもって公開して国民に解るように説明をすると、そしてまたその説明がどうなのかということでは、特に衆議院・参議院の国会決議で主要5品目については、交渉から除外をも求めるとか、あるいは違う意見が出てきた時には国会に直ちに報告して、再交渉をするのであれば、それなりの理由も述べて参加するよというよな決議もされておりましたが、今回出てきた中味は、どうやらそうではないようです。そういう点でどういう経過で衆参両院委員会の決議が守られなかったのかということの説明や、そういうことをいろんな条件があると思えます。農家でも大規模農家や中規模農家、小規模農家あると思えます。

このTPP交渉によって、それぞれの農家が自分はこれでやっていけるのかどうかという事を、自分の経営として考えられるよな議論が国会でなされて、自分の家は

これでやっていける大丈夫だという事が確信を持って、受け入れることが出来るのであれば私は良いと思います。

それから漁業問題でも、全ての魚種の関税ですが撤廃されるという状況の中で、漁業者は何と言っているかという撤廃される関税の率は2%、5%低いけれども結局牛肉が下がってくれば、肉が漁業を上回って魚が売れなくなるんじゃないかというようなことまで出て来ているのです。

そういうことを付け加えて漁業者や、あるいは消費者も食の安全のこと等も考えて国会を通して知るようにすべきだと。調印する期間は2ヵ年ありますので、十分時間を取って、やはり多くの国民が納得できるような議論を国会でやって欲しいという意見で意見書を出していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、陳情の第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第 8 認定第1号平成26年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について

◎日程第 9 認定第2号平成26年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 認定第3号平成26年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

- ◎日程第11 認定第4号平成26年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第12 認定第5号平成26年度浜中町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第13 認定第6号平成26年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第14 認定第7号平成26年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第8 認定第1号ないし日程第14 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、平成27年第3回定例会において提案された10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、この度報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

11番菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第15 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第15 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） それでは通告順に沿って質問させていただきます。

この空き家対策につきましては、私6月議会でも若干触れさせていただきました。その時の答弁では12月いっぱいの年内に空き家の実態調査を独自に行い、そのデータを基に対応、対策を考え空き家の減少に取り組む方向で行くという答弁をいただきました。このことを踏まえまして、現在の進捗状況と今後の取り組み方について質問させていただきます。

最初に先程行政報告の中にもありましたけれども、10月中旬の爆弾低気圧台風23号の大風により私の近所でも被害がございました。現在、空き家となっている住宅のトタン塀が風で飛ばされ、道路に90センチ四方角のトタンが数枚道路を飛散したような状況がございました。私、消防に電話をしまして、それ以上は飛散しないように対応していただきましたけれども、このような状況で朝の通学、通勤時間帯でありまして、幸いにも学校はこの風の状況から、臨時休校としておりましたので、実害というものには至っておりませんでしたけれども、これは何処の地区でも今後増えてくるだろう、起こり得ることだろうと考えるところです。

そこで、先程の行政報告の中で、この被害件数の報告がされておりますけれども、この中で要するに建物及び工作物での被害の件数を改めて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 空き家の部分の敷地内の工作物にかかる被害についてのご質問にお答えいたします。

実害は10月7日の台風23号の時にございました。茶内橋北西で1件、空き家以外の住居では茶内栄のD型倉庫1件で合計2件でございます。

敷地内の工作物での被害についてはありませんでした。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今、空き家に関しての答弁いただきましたけれども、私が伺ったのは、建物等の被害の件数を教えてくださいということで質問いたしましたけれども、最終的には空き家の関係ですから、その答弁は、提出いただいたこの資料で、していただいたものといたします。

釧路市では、釧路市消防本部が出動した件数308件、このうち約2割が空き家にか

かるものだったという新聞報道がありました。更に釧路市内には37件の老朽化した建物があり内9件は倒壊の危険がある物件であると釧路市は捉えております。

その内2件は家主が不在ということで、家主の所在が不明ということでもあります。このことを受け釧路市は11月いっぱい、全ての空き家の調査を行い、今後の対策に取り組んでいくという報道がございました。

今、空き家に関するものは、茶内地区だけだったというお答えでしたけれども、多分そうでしょうと思います。ただ何処の地区でもこの空き家というものは最近目立つようになってきて、尚かつ年数が経つ毎に老朽化も目立って来ているのが現状であります。

先程、空き家及びその敷地内での工作物での被害状況はないというお答えでしたけれども、それは消防の方からの報告と捉えてよろしいですか。独自にそれとも、ご覧になったということではございませんか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今、私が報告したのは消防からの報告でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 消防からの報告で、茶内地区の空き家に関しては工作物に関するもの、所謂塀も工作物ですよ。

尚かつ、その塀の中に小屋がございました。これについても飛散の可能性があるということで強風の中、消防はロープ等で固定する作業を実施しておりますけれども、そこら辺の詳細なところまで報告はもらっているのでしょうか。

尚かつ、そういう報告をもらった後、消防任せというような対応に取れるのですけれども、現地の確認というのは、する、しないという判断はどの様にされているのですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず茶内橋北西の件ですけれども、屋根の一部に剥離があるということで、これについては浜中消防署の方で飛散防止を行っております。

今回はもう飛散防が完了したということで、早期に連絡が入りましたので確認までは至っていません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 要するに一番大事なのは、誰も住んでいない空き家となったところの物件に、こういう被害が生じた。それで消防に対応していただいて、とりあ

えず飛散防止は出来たからそれで良いと、それ以上は何もないのかということです。

要するに持ち主、所有者あるいは管理者が分かっている訳です。ではその方にこういう状況になっています対応してくださいというような要請というのは、行政としてする必要はないと、出来ないというふうに現段階で捉えているのか。あくまでも消防の方から、それはやっていただくという捉え方でいるのかどうか。確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家の所有者に対する連絡等でございます。消防の方で飛散防止をやっていただいています。

その後の所有者への連絡等でございますけれども、行政としても取り組んでいかなければなりません。それは消防との情報を共有しながら対応しなければならないものと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） やらなければならないものだと思っておりますという答弁がありました。現状をご覧になっていただきたいと思うのですが、消防ではあくまでもトタンの飛散を防止する上において、立っていた塀を杭ごと倒して飛散しないような状況にして、とりあえず応急処置です。

そして小屋については、消防のロープを使って固定しておいたままです。これを行政として直に検証もしないで、尚かつ消防から所有者、管理者に連絡してもらっているという状況の中で、今後、行政としてもやっていかなければならないという思いがあるのであれば、もう少し現実的な対応というのは、今回なされるべきではなかったのかと思うのですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今回、茶内市街でそのようなことが発生したということで、繰り返しになりますけれども、消防の方で対応していただいたということです。

先程申しましたけれども、消防とも情報共有しながら、今後対応していかなければならない。繰り返しになりますけれども、そのように考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 仮に今回実害はありませんでした。ただ、こういう状況が今後も発生して、飛んだトタンで仮に通行人が怪我をしたと、あるいは通行していた車両にトタンが当たって損傷したという場合、多分もちろん管理者所有者に賠償の責任とい

うのは、生じるのかと思いますけれども、こういう状況になっていますよということを連絡が付くにも関わらず、行政サイドからの適正に管理してくださいという指導もされない中で、放置したままでこういう状況になった場合、私はそういう放置していた行政にも、ある一定程度の責任というのは、発生するんじゃないかと考えますけれども、そこら辺はどのように考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 損害の関係でございますけれども、基本的には所有者、管理者が責任を負うものと捉えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 行政には一切責任がないと、要は個人の対応すべきものであって放置しておいての何ら責任は気にしないと、多分、金銭的というか、そういう面ではおっしゃるとおりだと思います。

ただ、それでよろしいかというのは、これからの話になるかと思えますけれども、国は空き家等対策の推進に関する特別措置法というものを施行しております。

まず、この特措法の目的を説明していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今お話ありました、特別措置法の関係でございます。

この法律の制定された背景から申し上げます。適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の利用の為対応が必要となっている状況を受けての本法施行であります。

法の目的でございます。この法律につきましては、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護すると共に、その生活環境の保全を図り併せて空き家等の活用を促進する為、空き家等に関する施策に関し国による基本方針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進する為に必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、以って公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 私が持っている資料と多分同じものを読まれたのかなと思います。大事なのは、ここでこの特措法が定められた経緯、目的これは全国的な問題として国が取り組まなければならないという考えに至っての構図だと思います。

これを執行されて、今の目的を話されて浜中町において、この目的を要は空き家に対する対策を取らなくも、浜中町はまだ大丈夫だよと、そういう現状には至ってないんだという認識なのか。

それともやはり浜中町としても、これは対策に乗り出さなきゃならない、そういう時期だという認識なのか。まずそこら辺をお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家に関しましては、今議員おっしゃったとおり全国的な課題となっております。浜中町も空き家がございます。

実際、飛散等しているケースもございますので、決して対策をしないということにはなってございません。何らかの対策はしなければならないと伺っております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この問題に関しては、私3年前から数度にわたって何度か質問させていただいています。

今おっしゃったように、何らかの対策は必要だと思いますという答弁をいただき続けて、前回の6月議会でありました。必要であると思えますとは言うのですが、一向に一步も進んでいないような状況の中で6月議会があつて、その時の答弁では、消防に任せるのではなくて、独自に実態調査を年内に行い、そのデータを集めると、そこからまず初めたいという答弁がございましたので、まず現時点での進捗状況、これを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家の関係でございますけれども、以前から消防署からの情報を共有してございます。その情報の中で消防署でも所有者の把握が困難な物件もございました。

そのようなことから町のほうでは、その情報をいただきながら再確認をして、所有者の確認ができたケースもございます。消防署からの空き家の情報提供につきましては、所在地や所有者の確認等、町としての確認も必要であります。

また、保安や衛生上危険と思われる空き家などの区訳についても整理が必要でございます。そのようなことからその方法についても、他からの情報を得ながら整理し、情報の整備を進めなければなりませんので、若干時間を要している状況でございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 私は進捗状況を伺った訳であります。若干ではあるけれども、今進めているという答弁かと聞きとれたので再度伺いますけれども、町内いっぺんに当然出来る訳ではございません。

これで現在、例えば茶内地区、浜中地区、霧多布地区なりというふうに分かれておりますので、出来れば何処どこの地区は調査を終えておりますくらいの答弁をいただければと思ったのですが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 各、地区毎ということではなくて、先程も申しましたが、消防署からの情報を頂いて、その確認作業ということになってございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 少々声が大きくなってきているように自分でも感じるのですが、我慢していただきたいと思います。

この実態調査というのは、各、地区毎に、しかも独自にという答弁でしたので、実態調査というのは各、地区毎に何処にどういう空き家があって、どういう状況になっているかというのを目で確認して、それを一つ一つ潰して行くことによって、初めて実態調査というように私は捉えるのですが、この進捗状況というのはどうですか。

今現在、まだこれらについてはそこまで進んでいないというのであれば、その様に答弁していただきたいです。出来ているのであれば、何処どこにどれくらいのものがあるというご答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 各地区の実態調査はできてございません。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 6月から約半年間、その前から考えますともう3～4年目に

入ったと思いますけれども、一步も進んでいないんです。これは対策しなければならないと、ここの議場で私は何度も言っています。

ただ、それから一步も進んでない、現状のまま消防任せそういう状況で、答弁を聞いていまして、とても納得できませんし理解も出来ません。正直に答えて欲しいのですが、この実態調査というものは、現在、総務課が中心になって行っているのですが、とても職員だけでは数ヶ月では人的パワーが足りないと、したがって時間が足りないために進んでいないんだという捉え方なのか。

それとも今うちの町は、それ程この問題に対しては緊迫性がないと、だから一議員がここで騒いでいるようだけれども、とりあえず急がなくても良いという捉え方なのか。

なぜ一步も半歩も進まない状況がここまで続いてきているのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 議員後段おっしゃいました、浜中町はそういう状況にないからということではございません。実態調査でございまして、繰り返しになりますけれども、浜中消防署の方で毎年調査をしております。

町の方でもその情報を基として、消防署で調査した以外にも空き家がございます。そのようなことを調査しなければなりませんけれども、空き家の状況によって防災上や衛生上の観点、更には技術職員等に見てもらわなければ、判断出来ないような物件もありますので関係課の協力が必要となります。

更には所有者の情報につきましては、町ばかりではなくて地元の皆さんの協力をいただかなければ仕分け出来ない部分もございますので、それら協力していただきながら情報収集を進めていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 消防で得ている情報というのは、私の手元の資料は消防から貰ってございます。それで広範囲にわたる実態調査の内容も多岐にわたることによって、なかなか進まない、それで後段、今課長おっしゃられた要するに近隣の近所の方の情報も必要だとまさにそのとおりです。

ですから職員が、この問題を一步でも進めようというお気持ちがあるのであれば、これは職員だけで調査を行うという考えではなく、今おっしゃられたように自治会、町

内会という組織に協力を仰いで、そして早期にデータの実態を把握するんだという方向で進まない、多分また同じことの繰り返しかと思うので、今回だけはそこら辺はしっかり詰めておきたいという思いで質問させていただいていますので、そのつもりでお答えいただきたいと思います。

特措法では、市町村長が職員でなくても、ここで言えば町長です、町長が調査をしてくださいとある方に依頼したとします。その方に要するに、他人の敷地ではあるけれども、そこに立ち入る調査権というものが特措法では与えられると書かれております。

当然、中に入って外観見て家の裏も見て、実態調査となると写真等での撮影も必要になってくるのかと思いますし、そこら辺もしっかりと特措法の内容をよく読まれて、そういう取り組み方で進んで行かないと、問題というのは一步も進まないのかなという思いで伺っておりますので、町長が掲げる協働のまちづくりという観点からも、そういう方向で今後は進めていく方がよりスムーズに進むのかという思いがありますので、この点だけ、まず明確に今後の方向性ということで、出来ないのであれば出来ないとはっきり答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただいまのご質問にお答えいたします。都度ご質問されて検討するというところで、しかも6月に年内早々にという気持ちではおりましたが、今まで名簿は消防のものを活用しながらということでありましたが、消防は消防の必要性で名簿を作っておりますということで、これは消防法の関係だとか、火事の恐れがある等のことで名簿を作っておりますので、まずは名簿を仕分けして、所在不明なものについて仕分けはしました。

公共施設は公共施設として捉えていますし、あと残ったのは民間です。今後の取組みですけれども、作業は法に則って、今後、所在や所有者基礎的なものをはっきりさせる、あるいは固定資産税の情報も活用する、それからデータベースも作りたい、台帳もつくりたいと色々頭の中を巡っておりましたが、現実的には一步も進んでいないというご指摘があります。これから勿論地域での情報を必要としますので、それはそれとして今後動きたいと思っておりますし、空き家については、国が先進自治体が40数箇所条例を制定して、そしてその状況を見まして、全国の問題だろうということで国が法制定しました。

条例の制定はともあれ、このことについては、やはりうちの町の空き家そして危険を

及ぼすというようなことについては、積極的な空き家を活用するという前に、防災の対策の一環として、本当に必要であると思っていますし、これからは法に定められた調査をし情報収集して、そして今ある空き家、そして空き家の中でも危険を及ぼす可能性があるという空き家について、しっかりと押さえたいと進めて参りたいと思っています。

今までの部分については、実はさっき言ったように色んなことがありましたので、消防のデータをいただいて、それをまず仕分けすることから始めて、今後、地域に入って事態調査をするということで確認はしておりますし、総務課長も申しあげましたけれども、総務課だけでは出来ません。

ですから防災の視点でも防災対策室、職員そして専門的な職員も必要かと思っておりますので、これにつきましては建設課と協議して人員を確保して業務の状況をみまして、ひとつずつ作業を進めていきたいと、このように思っております。必要だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 今の答弁の質問の中で、特措法の中で調査権を発動すると、これは別な方を委託するなり等ということだと思っておりますけれども、そのことについての質問がありましたので、そのことに対する答弁をお願いします。

副町長。

○副町長（松本賢君） 調査にかかわる問題です。色々物件としては、そんな大きい町でもありませんので限定的だと思っております。限定的の割りに進んでいないんだというご指摘もありますが、大きい町については委託を掛けてやっているところもあります。

まず総務でやって予定よりもかなり遅くなっていますけれども、まずは内部で三課跨りますけれども、そんな中で少しずつやって行こうと、今部内でやろうということで考えておまして、調査権を依頼して今は段階ではなくて、まずは我々直に行って我々の手で調査をしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 6月議会の答弁を全く繰返されているのかと、私は捉えるのですけれども、よろしいですか、再度前回と全く同じような答弁をなさって、期限はいつまで出来るんですかという答えの中で、12月いっぱいを目途にしっかりと実態調査を行うと、議事録聞き直してもらっても宜しいのですけれども、明確にここの場で答えておられるんです。

それで今後、若干遅れていますけれども少しずつ調査を進めていくと、それも職員でこれは対応できるという今のお答えなのかと捉えますけれども、聞いてよろしいですか。

では、これはいつまでに実態調査は完成させるとお答えできますか。私はそれをスムーズに進める為にこういう法律が出来て、こういう方向性があるのであれば、そういうことを積極的に進めて早期にまずは何処に何件あって、どういう状態なのかということを押さない限り何ら対策だって打てない訳です。

まず活かせる物件だって、先程おっしゃった有効利用の方向性だって出てくる訳です。まずそこから始めることが急がれるから、私、何度もこれを繰り返しているのですけれども、同じような答弁しか出来ないのであれば、今の答弁に対しては要りませんけれども、今後、町内会自治会という組織を活用して早期に、これを目指すというそういう方向性をもし考えるのであれば、答弁いただきたいと思いますが、これはいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家に関しまして、その対応につきましては、副町長の方から指示を受けております。自治会の方にも自治会の皆さんの協力を得ながらということでございますので、指示を受けておりますので、その様に進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今おっしゃった住民自治会町内会の協力というのは、どういう視点で考えておられますか。そういう指示を受けているという話でございますけれども、我々住民の協力を得るということは、具体的にどういう方向で協力を得るといふように捉えておられますか。

何回も申します。この実態調査を極力早くまず進めること、これが一番大事だと思っておりますので、その視点でお答えいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家につきましては、各自治会の皆さんの方が地域に密着しておりますので、ここが空き家だよという情報をいただいて、その後に闇雲に我々が行って1軒ずつということにはなりませんので、その情報を得ながら進めるということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今回は時間がありますので、その情報を得ながらといいますか、その情報を得る手段それはどのように考えておられますか。住民からの情報を得る

手段です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 調査につきましては、まずは消防の名簿がありましたので、それを活用するというのと、それ以外にあるか、あるいは今の消防で押さえている状況を更に調査をして所有者の確認ですとか、どんな状況にあるかということで老朽度はどうであるかということで調査に入りたいと思っています。

地域につきましては、それを我々だけで机上のデータあるいは我々が単独で調査に入っても100%出来ませんので、周辺住民の方々あるいは町内会の会長さん役員さんにもお願いして、そのことについて地域の状況を踏まえて場合によっては、一緒に調査にご同行いただけますかというようなことも考えています。

何れにしましても、我々の調査で足りない部分については、地域の方が危険度ですとか色んな事を一番御存じだと思っていますので、我々はそれ以上に知らなければなりませんけれども、そんな意味では地域の方の協力を得てその実態について把握して、今後の空き家、あるいは危険建物の対応に向けて作業を進めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 総務課長は、情報の提供を受けながらという答弁でございます。

今、副町長の答弁は現地に行って、近隣の方々から話を聞いてというお答えでありますし、もしデータの収集というのは、早期に行う必要があると考えておられるのであれば、一つの地区にそんなに何十件もある訳では無いですよ。空き家は。

私の地区を考えても指片手もあれば十分足りるくらいの件数しかございません。そういう意味で今後の方向として、何処どこの地区を何時くらいまでにと、スケジュールを作って始めないと総合的にやりますと言っても一切出来ない。

だからそういう方向性というのは明言しなくても良いですから、そういう具体的な方向で、これから先、調査に向けては早急に取組みますという考えがあるのであれば何か示してください。

単純に消防のデーターを基に、あるいは地域に行って住民の方々の話を聞いてというのではなく、スケジュール的なものを何時くらいまでに作って実施していくというこれくらいのお答えをいただかないと、はい解りました、とはならないのです。宜しくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 消防のデータを基に大まかに7地区と捉えてございます。全体ではなくて地区毎に関係課と協力を得ながら進めて参ります。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） これは私の方からも答弁申し上げますが、消防から頂いたものが全てではありませんけれども、まずは消防で空き家の状況というのは、ある程度つかまえているということで、それは公共施設と仕分けして、今これに個人の民間の空き家住宅があります。それについて10件以内です。各地区とも。だからいっぺんには出来ないという思いをしておりますので、今後の工程につきましては、一応担当の方には指示をしまして、三課で少しずつ何件でも行って進めていくような指示をしておりますので、今後、何処の地区にいつ入る、この位に入るといふ工程表については、今後早々に詰めてアクションを起こしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 次の質問で、この調査終了後の今後の方向というものを聞こうと思っていたのですが、まずその前段ですね。この調査を確実に実施すると、いくら急いでいると言っても、この冬場の雪の積もる中、それこそ寒い中を何が何でもしてくださいということを、私は決して申し上げている訳ではございません。

ですから、せめてこの寒い間にでもスケジュールを何処の地区にはどう入って、その自治会長さんと打ち合わせして、そして情報を把握しながら進めていくんだというせめてスケジュールだけでも出来るでしょう。ここ1ヵ月2ヵ月あればそれくらいは。出来るのであれば、それを作って示してください。まず、そこからだと思っております。

それで特措法では、特措法の空き家というものの定義では、自治体が管理、所有する物件に関しては空き家という括りにはカウントされないとなっています。

それでそうは言っても現実問題として、職員住宅等実際数年も使用されないまま放置されている物件も目につきます。こういう物件に関して、仮に民間の団体から有効利活用の提案等がなされた場合、これは将来的に放置して置いておけば取り壊すしか方法がなくなるという方向になると思うのです。

ですから、そういう将来的なこともしっかり考慮して、尚かつ有効策があるのであれば町民の利便性等を考えた時には、そういう提案があった時には、これは積極的に前向きに検討していくべきことかと考えますけれども、その考え方についてお聞きしておき

ます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家の有効利用でございますけれども、実際に各教員住宅でございますけれども、閉校になった学校の教員住宅につきましては、民間の方にお貸ししてございます。今残っている空き家となっている例えば教員住宅、職員住宅もそうですけれども、相当痛みが激しいです。それをそういう状態であればちょっと貸すのもおぼつかないということでございます。

ただ、その中でも需要があるという事であれば、これからどうしたら良いのか検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 賃借の方向もそうでしょうけれども、要はどういう提案があるかは、これからあるかないかという話になるかと思えます。

要するに現状であれば、民間が手を加える事によって、今は勿論譲り受けてといただきますか、買い取ってという話になると思えますけれども、そういう方向の提案等があった場合には、これはしっかりと検討すべき課題だというふうに私は取られるのですけれども、そこら辺はどのように考えておられますか。

要するに、課長が今答弁なさったのは、現状のまま貸す貸さないというお話をされましたけれども、私が伺っているのはそうではなく、もし買い取ることができるのであれば、買い取って手を加えて住宅として使用したいというような提案があった場合、この場合は前向きに検討できる課題なのか、それともそれはもう無理です。売却等は無理ですというお考えなのかということ伺っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家の有効利用でございます。賃貸もそうですし、売買もそうですけれども、要望があれば検討しますし、そういうことで今考えている部分もでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 確認しておきます。そういう提案等壊すのを待つばかりではなく、今のうちであれば利活用出来るんだという提案等があった場合は、これはしっかりと検討し、対処していくという答弁をいただいたと思っておりますので、その点の確認を1点させていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 提案があった場合には、町の投資した住宅ですから、そういった意味では有効に使うということが大前提なので、それがどういう形になるかはそれぞれアクションを起こされた時に対応しますけれども、先程、総務課長言っていないですから、こういう例が結構ありますので、それは町としても今後どうするかということを考えております。

今言ったように賃貸もありますし、後買取りも選択肢としておりますので、それは折々の町民からの提案に対応して行きたいと思っておりますので、そういう姿勢で行くのかどうなのかということになりますと、当然、そういう姿勢で対処して参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この空き家というのはあくまでも所有者、管理者この方々が本当に空き家にしたくてした訳ではないでしょうし、色々な事情があってそういう状況に至った訳であります。

しかしながら、それを管理する義務というのも当然付いて回る。勿論そういう管理者、所有者に対して適正に管理してくださいとこのことが大前提ですけれども、残念ながら今全国で問題になってきているケースでは、そうは行かないので問題になってきている訳でありまして、いわゆる危険家屋と言いますか、特定空き家という定義ではありますけれども、この対策というのもこれから必要になってくるんだろうと思います。

それで豊浦町、ここでは老朽家屋の解体を町内の業者、建設業者等に依頼をし、町内業者が施行する場合に至っては、上限50万円で解体費用の2分の1を助成するという制度を昨年度から実施されております。

現在、当初5件程度予定していたものが、実際には最近のネットでは26年度で10件の申請があり、10件あったということは10件の家屋が無くなったと、きれいになったという実態もあります。27年度現在も複数の補助申請があるというのが、町のホームページでご覧になっていただければ解ると思います。こういう自治体も先進事例としてはございます。

また、北海道新聞の記事では、北海道銀行が10月1日から空き家の解体費用に関して低金利のローン制度を創設したと。このローンの内容は壊すだけでなく壊した後の跡地利用、例えばソーラー発電の設置事業だとか、そういうものにもローンは使えると

というのが新聞報道でありました。

更に大きいのが、この道銀で進めるローンは地方自治体からの補助がある場合は、更にその金利を引き下げるというローン体制です。これはやはり素晴らしいことだと私は考えます。同様の銀行ローンというのは、北洋銀行でも日高信金でもこういう家計に関するローンというものは取り扱っております。これから先を考えますと、やはりこれは地元の金融機関とのこういう意味合いでの協議検討というのも、これから方策の一つかと私は考えるところであります。

今後、どこの市町村でも空き家というものは増加すると思われ、今現在、大きな社会問題となっております。浜中町でも決して他人毎ではないと私は考えますので、しつこいようですけれども、度々これに関しては質問させていただいております。このまま従前どおり、これは個人の財産であり個人が管理するものであるからという考えで放置しておいては、今現在、把握されている所有者、管理者の所在が不明になってしまう、そういうことも増えてくる可能性もあります。

更に放置しっぱなしにおいて、いよいよ危険になったと、とても危険なので壊さないといけなくなった場合に、当然、その費用というのは回収出来ない訳で、自治体が100%負担で行わなければいけないというのも懸念されます。

ですから何度も申しますように、浜中町の現状の実態調査をまず急いで、その上において、どういう方法があるか個々の物件において色んな方法があると思うのです。先程言ったように有効利用の方法もあるでしょうし、解体しか道がないものもあるでしょうし、まずそれを把握する為にも先程申したように、このデータの収集これらをしっかりと行って、その上で条例を制定するのが良いのか、あるいはこの対策計画をしっかりと定めて取り組んで行くのが良いのか、それはその後の問題でありましょうし、でも放っておいて行政には一切責任がないんだという事にはならない問題でありますので、この問題に関しましては、町長から一度もご答弁をもらっておりませんので、今回最後に町長にこの問題についての考え方、今後の方向性についての考えを伺って終わりたいと思います。

○町長（松本博君） 国が示した特措法の中で、市町村長は何をするかということで書かれていまして、まず調査をすること、そのことが第一次的にありました。その調査を行う方、今までは各自治体で悩んでいたのは、市町村長、首長というのは色んな仕事をやっていますけれども、色んな仕事で持っている秘密というのは勝手に合わせたら出来

ないんです。税務は税務の秘密を持っていますから、その秘密を出せないんです。欲しくても。何処かの課、総務で欲しくても貰えない。これは秘密を守るということですから、段々遅れていったということはそういうことだと思います。

それともう一つは、各自治体がこの法律ができる前に苦しくて条例を作ってきています。その中でやってきた経過もあります。その中で今回特措法が出来たと、その調査に基づいて今後の対応をしてくと、特に特措法の中では利用するということが結構あるんです。利用するということはバンクに登録して、そしてその中で管理して不動産業界ですとか、建設業協会との連携も出てくるのではないかとということがあります。

そういう意味では、可能性は十分にあると思いますけれども、今後そのことも含めてやっていきたいと思っています。

ただ、先程言われました補助金ですとか、そういう率のことを言いますと、この空き家対策に関して言えば全道の町村でやっている政策懇談会、これで例年、空き家対策の関係で課題となって出て来ています。首長が悩んでいるんです。どうやったら良いか。それはやっぱり法律の中で、限度の中でやって行かなければならないということが大きな課題になってきています。

それで今後、そのことも含めて一つの道としては、補助だとかそういう道を出しているところもあります。そんな意味で良い事例だという指摘もありましたけれども、逆にこの事例に伴って、その制度を全部そっちの方で使って良いんじゃないかと、補助金頼りになってくる、そして当事者の持っている責任というのが薄れてくるという指摘も政策懇談会全道の町村長会議の中でも指摘もあるところです。やはり意外と悩む課題だと思っています。そしてこの悩む課題は、しっかり調査が出来てそしてどうするか、その方向性を決めるのは調査が先にある、少し遅れていますけれども、そのことがあって今後進めていきたいと思っています。

どんな道が良いのか、決してこれが正しいという道は難しいと思いますけれども、出来る限りの中で安全対策、そしてまた環境含めて今後大きな課題にもなっていくと思いますけれども、詰めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 質問通告に従いまして質問いたします。

まず1つ目は、災害発生時に新川水門の川上を小型漁船の緊急避難場所とすることについて質問したいと思います。この場所につきまして質問する訳ですが、この場

所を新川の漁港とは呼べない、どう呼んだら良いのかと言ったら仮称でも良いのですが、新川の船着場と仮称で呼んでどうかと思いますけれども、宜しくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 新川船着場でよろしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） これからは新川船着場ということで質問したいと思います。

先程から、一般質問なり町長の行政報告の中で、今年は非常に時化が多く時化早くて海もあるいは山も大変な状況があったということがあり、報告されたり質問があったりということだったと思います。

本当に今年は気象条件が大変で、一つ低気圧が過ぎたかと思ったらもう3～4日後には次の低気圧が来ていると、浜の人達が避難しなければならない状況というのは、今回凄くあったと思います。軽い方では北東アジアで発生したモンゴルとか満州の辺りで発生した低気圧が、北海道を横切って行く、発達しながら横切って行って時化になって出られないとか、あるいは日本海側に発生した一つの低気圧と太平洋側に発生した低気圧、日本列島を挟んで同時に北上して来て、北海道上空で一つに合体して雨や大風をもたらす台風並みの低気圧に変わって、これを称して爆弾低気圧と呼んでいます。何発落とされたか解らないくらい今回は多かったというように思いますし、冬に向かってこれが更に激しくなったらどうなるんだろうという心配もあります。

加えて津波です。2011年の3.11東日本大震災あるいは十勝沖地震、釧路沖地震、国後、択捉等東方沖地震等大きな地震が来て、そして状況によっては避難を即しなければならないという、そういう状況に海も山もある訳ですけれども、新川の船着場について質問したいと思います。

今年の9月17日にチリ沖に巨大な地震が発生しまして、それによる津波が日本列島太平洋側に押し寄せてくることが予想されました。1960年にチリ沖地震ということで、寝ている間にやってきて大変な思いをしたということが皆さん過ぎりまして、24時間後には何とかしなければいけないという事で、それぞれ海の人達は対策を練って動き出しました。普段は新川西、通称チリ部落に住む人たちの船が12～3隻係留されていましたが、この日は17日18日には津波が押し寄せるとということで、新川の船着場には凡そどのくらいの昆布漁船の小さな船が避難してきましたか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長(戸井洋典君) 地元の利用者の方から報告ありましたが、70数隻ということで伺っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 私の方には70隻から80隻と言われておりますけれども、大体合っているかと思えます。それで、ここに集まってきた70数隻の船は船主がどの地域に住んでいる方々であったでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 水産課長。

○水産課長(戸井洋典君) 避難したと想定される方でございますが、日常の霧多布港の琵琶瀬湾地区を利用したり、暮帰別の船入れ場を利用している方々、主に水取場、霧多布4区、新川、暮帰別それらの地区の漁師の方だと考えております。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 新川に避難した地域の方はそういう人で、仲の浜に住んでいる方もという声もありました。それで時間があつたものですから、新川の水門を目指して多くの漁船が行きまして入口で詰まってしまったと、行けない船はその後どうしたでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 水産課長。

○水産課長(戸井洋典君) その様な被害状況については、町の方には連絡は入っておりませんので、把握はしておりません。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 私が聞いたところでは何処に行ったのかと聞いたら、琵琶瀬漁港に向かって行った船がいるということや、あるいは急いでいつも冬に上架する所に上架した。あるいは霧多布港の琵琶瀬湾の中にある港ですね。ホッキの船が集結している所に移動出来なかったから置いておいたと、そういう声がありました。

新川に70数隻の船が避難している、どんなふうに避難していたかという1隻では80隻も70隻も停泊出来ないの、2艘抱き合わせとか3艘抱き合わせという形でギリギリに停泊、係留したんです。そういうことが終わってから新川に住んでいる方々やそこで議論した方々からどのような声があがりましたか。

○議長(波岡玄智君) 一般質問中ですが、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。2隻から3隻抱かせて70数隻避難したというお話は伺っておりますが、それ以外については特段伺っておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 多くの船が新川の方に向かって行って、そして琵琶瀬に散らばったり、あるいは自分のところに戻って上架したり、そういうことで一段落して津波が少ししか来なくて良かったという話から、新川について利用した人たちがどんなことを水産課の方に声を上げておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 当時避難した方々ということで、例年新川につきましては、水門から海側ですね。そちらが浅くなるということで例年浚渫、利用者と折半しながら浚渫しているところでありまして、今年につきましても、例年通り浚渫を行っておりまして、無事避難出来たということで喜びの声をいただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私も助かっているなど、毎年こうやって掘ってくれるので、こんなにも入れたんだと80隻も入って良かったという声がありました。それで今度2～3日したら地域の方が2～3人集まっていて、私がそこを通ったら呼ばれまして議員さんに頼みたいことがあるんだと言って始まったのが、今日質問していることです。

この川は片面だけ船着場になっているんだけど、両面船着き場にしてコンクリートで固めるようなものは要らないから、パイルを貼る程度に浚渫した土を陸側に埋めてそして接岸できるようにして欲しいと、こういうのを町に自分たちも要望したいと思っているけれども、議員さんも力を貸して欲しいという話になりました。

それで岸壁を作ってくれという要望が、何処からか町の方に上がっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 護岸の関係ですが、特にそのような要望は町の方には来ておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その後、地域として自治会としてそういう要望を出したいと言っていたものですから、そろそろ上がったかと思ひまして今聞いた訳です。

そういう案について、護岸を固めて両側にやるということで、私いつも浚渫をやってる業者のところに行って社長に聞きました。こういう要望が出ているけれども、できるものかと聞いたら、パイルを打って浚渫した土を内側に固めて砂利で固めれば倍の船をつけることができますと、80隻だったら160隻は船をつけることができますということは、技術的にはできるということをしていました。

それで今度は、浜中町として私がこうやって質問していることについて、こういう船着場を造るという要望が上がっているのですが、これについてはどう努力していただけるでしょうかという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず漁政の状況でございますけれども、平成27年度霧多布港を利用している昆布養殖などの小型漁船を143隻の利用となっております。

このうち今回の津波注意報により避難したであろうとする水取場、霧多布4区、琵琶瀬、新川、暮帰別地区の漁船は110隻程あります。

新川への避難は近くて大変便利であることは十分理解しておりますが、これらの漁船全てが係留するには、手狭ではあると思われまので、現在のところ今回のように注意報発令予定まで時間的に余裕がある場合での避難につきましては、利用者間で相談の上船揚場を利用していただくか、琵琶瀬漁港へ回航していただきたいと思っておりますが、日本近海における地震津波につきましては、直ちに水門を閉鎖する為、このような状況にはならないということをご理解願います。

また、先程の質問の答えになろうかと思えますけれども、新川につきましては河口部、出入口の道流堤の損傷が著しくて、浜中漁協、新川地区の実行組合、新川、仲の浜船入れ潤利用組合からの改修の要望がされております。

これにつきましては、早期に対応しなければならないところでありますので、まずこちらを優先して整備してその後、漁協関係者の人と協議したいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 解りました。冒頭言いましたように、時化が非常に凄くて津波でなくても防潮堤飛び越えて海藻が道路まで飛んで来るような状況や、9.9tや4.9tの船ですら北風吹いて停泊しているところを行ってみたら、満潮時なんかは船が岸壁に上がってくるような状況でも、船の持ち主たちは懸命に押さえて上がってこないよ

うに保っているとか、そういうこともやっているのですが、私は4.9tや9.9tですらそうですから、小船の場合はもっと大変だと思うのです。

ですから常時そこに停泊するということではなくて、時化続きの時には激しい時化が来るような時には、是非ここを開放してやってもらいたいと思うのです。他の地域でも水門の中に入ったり、あるいは山の影に丁度良い静穏域があってそこに入っていたり、それぞれの地域で自分たちの船を守る作業はきちんとやっていると思うのです。

そういう意味では、防災という観点からこれは防災というと何か補助をしてもらえるのか。聞くところによれば、今の新川の船着き場のところは、浜中町の土地なので浜中町が仕事をすることで、道の仕事じゃないと単費でやらなくてはいけないと私は理解しているのですけれども、色んな災害を防ぐ防災減債という立場から防災に繋げて、国や道の予算でそういうものを建設していくと、これは今直ぐではないのですけれども、そういう方向というのは考えられるものですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。今おっしゃられましたようなことにつきましては、例えば港湾区域あるいは漁港区域ということであれば、そういう防災観点からの補助メニューはございますが、普通河川につきましては無いという認識でいるところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私はそのくらいしか思い付かないのですけれども、行政の側として、今そこに北側の船着き場の他に対岸の南側にそういう設備を造るといった場合に、単費じゃなくて道や国からの補助を受けながらできる方法というのは、今持ち合わせておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 繰り返しになりますが、現在のところそのようなものは無いという認識でおります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 納得できません。何とかお金を貯めてまでも私は準備して、他は出ないということが解ったから、自前でやるしかないというようなことで、私は何とか認めてやって欲しいと思うのです。2011年の3.11の時も津波が来た時には一溜りもありませんでしたよね。1隻沈んでしまったら、幾らお金が掛かったのでしょうか

か。それも国の補助で直して個人の被害を少なく止めたということもありますから、そういうことを考えたら、やはりこういう準備もしておくということが、私は大切だと思うので是非やっていただきたいと思います。

それから序に言いますが、前浜で大きな地震津波が発生した時は、即水門を占めるというようなことになろうかと思えます。3. 1 1 の時にも 5 0 c m の津波の時には反応はなかったのですけれども、6 m になってから何隻か水門に向かったのですけれども、閉まってしまったんです。それで入れなくて戻ったということもあったそうです。そういう点で、そういう津波が来て水門を閉める際の役場と漁業者との呼吸ですね。阿吽の呼吸、今言ったら水門を通過できるとか、そういう約束毎とかが決まってあって、そういうのは漁業者にきちんと連絡をしているんだというのはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 水門の閉鎖の関係でございますが、たまたまこの度のように前日から予報が発表されますという状態であれば、若干今回のように余裕があつて避難出来るかと思えますが、日本近海での発令に関しましては、殆ど十数分程度で閉めておりますので、先ず船の避難というよりは人命優先で避難していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この件の質問はこれで終わります。どうぞ建設の方もそれから対応の方も引き続き検討していただきたいということを申し述べて次に進みます。

次は、来年7月の参議院選挙から18歳以上の人が選挙権を与えられることになりました。浜中町として、どのような準備がされているかについて質問いたします。それで先ず始めに私の所にこういう冊子、総務省と文部科学省が共同で製作した副読本があります。これに基づいて質問したら、そちらの方もやり取りが出来やすいかと思ひまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。最初に最近の18歳以上だけでなく、最近の有権者の選挙に関する関心ですね。このことについて質問したいと思います。

一番近い選挙で、去年26年の12月議会で衆議院選挙第47回この時の投票率は何%でしたか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（佐藤佳信君） お答えいたします。昨年12月14日の衆議院議員の選挙でございますけれども、浜中町の投票率は70.49%です。

因みに全国の投票率につきましては、52.66%となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 続いて直近の参議院選挙では、平成25年7月だったと思いますが、この時は何%だったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（佐藤佳信君） 先程、衆議院のお話ししましたけれども、この投票率につきましては、小選挙区の投票率でございます。

今、参議院の選挙ですけれども選挙区の投票率をお知らせします。直近でございますけれども、平成25年7月21日執行でございます。投票率につきましては、59.96%、因みに全国の投票率につきましては52.61%となっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今言われましたように、衆議院の投票率それから参議院の投票率も52%という全国では、そのような投票率で先程、浜中町の投票率も言われましたが70%、これもずっと参議院、衆議院とあるのですが、大体70%で推移して60%とか80%という時もあるのですけれども、平均して70%の投票率かと思うのです。

それで52%というのも低いのですが、全国で52%、それでは18歳以上で20代の投票率もこの冊子には出ていたと思いますが、20代は何%で30代は何%だと思いますか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（佐藤佳信君） 昨年12月の衆議院の選挙でございます。今20代というお話ですけれども、国の方では60代の投票率は68.3%、しかしながら20代では32.6%ということで、約60代に比べまして20代の方が半分しか投票に行っていないという統計がございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 20代の方が60代の方の投票率の半分しか行っていないと、それでは投票に行かなかった理由はどういうふうになっていましたか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（佐藤佳信君） 若い人たちの政治への関心が薄れているのかと思いま

す。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 今、課長が言われたとおり政治への関心が薄れていると、その副読本に書かれてあった理由では行かなかった理由は仕事があったから、選挙に関心がなかったから、政党や立候補者のことが良く解らないから、適当な候補者も政党もないからと行かなかった人の凡そ60%以上の方が、そういうことを言っていますが、総じて言えば、選挙に関心がなかった政治に関心がないと言いますか、そういう状況だったと思います。

それで今度18歳以上の若者に選挙権が与えられるようになったのですが、日本の選挙権の与えられ方というのは、選挙が始まったのは明治憲法が出来た明治22年ですか、その時の選挙権は何歳以上で、条件はどういう条件の人に選挙権がありましたか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長(佐藤佳信君) 日本で初めて選挙があったのは、明治時代の1890年ということになってございます。

その時に有権者の資格につきましては、その当時でございますけれども、直接国税15円以上を納める25歳以上の男子、いわゆるお金持ちの男性に限られていたということになります。

これにつきましては、有権者は全人口の1%程度にしか過ぎなかったというふうになってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 1889年今から相当前ですけれども、1900年には25歳以上、国税10円以上の納入者、1919年には25歳以上の男子です。男子で直接国税3円以上、1925年は25歳以上の男子で納税要件は撤廃されています。男子だけで人口20%と言います。

1945年になって日本国憲法が制定されてから、20歳以上の全ての男女の選挙権が与えられたということですよ。日本の政治の選挙権の与えられ方というのは、相当年数はあったのですけれども、制限された年数になっているというのが良く解ります。

では戦前の選挙権の与えられ方というのは、ずっとまとめてみると、どういう事が基準になっていたように考えられますか。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長(佐藤佳信君) 当時は限られた人、ほんの一握りの人たちによって選挙がなされたということでございます。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 私はこう思いました。多額の国税を払う、当時15円と言ったら大変なものです。人口1%当時、浜中町の人口は2,100人です。1%というと21人ですか。21人の方が選挙権があったと、それで25年終戦まで男子だったんです。男子のみ選挙権がありました。これは男尊女卑そういう社会だったと、それから45年になってから男女の普通選挙。しかし20歳で、今回は18歳です。それでは18歳の選挙権が現在与えられている国は、いくつの国のうち何%の国が18歳以上の選挙権が与えられていましたか。

○議長(波岡玄智君) 選管事務局長。

○選管事務局長(佐藤佳信君) 世界においては約196の国があろうかと思えます。

そのうち約196の国や地域のうち約9割以上の18以上が選挙権を有しているとなっております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 現在で196と言っていましたけれども、僕の資料では191の国の中で選挙権が18歳以上になっていないのが15、後その他は18歳以上なんです。発達した日本のような資本主義の国で、選挙権が与えられていない国15の中にまだ日本は入っているんです。選挙権については、とても遅れた状況にあります。

しかし今、選挙権が18になると言った時に、日本の国の中でどういうふうにみんな囁かれていますか。今度は選挙権18歳からだ、妥当かどうかということでは、どんな意見が出ていますか。

○議長(波岡玄智君) 選管事務局長。

○選管事務局長(佐藤佳信君) 意見としては、日本の将来を背負い若い世代の意見も、もっともっと政治の世界に取り入れて行くというふうなことになると思えます。

以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 今課長が言われたように、18歳以上から選挙権を与えるというのは、世界の流れをさっきも言ったように90何%の国々が、昔から18歳に選挙権は与えられていたから、そういう流れに従って言えばそうだろうと、国はそういうこと

から18歳に選挙権を与えると、そういう流れに乗ったということもあります。

但し、日本の国ではその辺のお年寄りや友達に、18歳以上は選挙権があるのでどう思うのかと、半分は早いんじゃないかと。どうしてと聞いたら、まだ考え方もしっかりしていないから、今のままで良いんじゃないかという声の方がとても多いんです。

一つだけ紹介したいことがあるのですが、私は24歳の時に日本共産党に入りましたが、その時に1922年の日本共産党の創立した1日目に、発表された政策の中で4つくらいありまして、絶対主義的天皇制の廃止、それから18歳の青年男女に普通選挙権を与える。それから侵略戦争に反対します。

それから地主制度の廃止、こういう4項目の政策を載せていまして、これは今から94年前の話なので大変な時に普通選挙権を18歳から与えるという、そういう政策を出したということは、私は50年前にそれを見て驚きでした。

そして現在、今18歳以上の選挙権をとという日本の国もそういう意見を出して、もう少しでこれは実現しようとしているのです。そうすれば日本共産党が出した最初の4つの政策は全て実現されたという事になる訳で、私としては忘れた18歳以上の選挙権というのは思い出しました。それでこの冊子ですが、何とかして18歳以上の青年男女に選挙権を本当に大事にしてもらおうような人間になってもらいたいということで、これで学んで欲しいというのがあるのですが、文科省や総務省は最も大事にしてこういう人になってもらいたいというのは、どんな人を目指して欲しいと書かれておりますか。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（工藤吉治君） 今の質問にお答えします。冊子の中身は選挙年齢を18歳に引き上げることにより、多くの国民が選挙権を有することとなります。

早くから若い人が政治等に関心を持ちながら、地域社会に関心を持ちながら社会の一員として政治等に関心を持ってもらうということで書いていと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この冊子の中には、日本国憲法をどのように扱っていますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 冊子の解説の中で、憲法改正国民投票のこと等を扱っております。日本国憲法の改正手続きに関する法律であるとか、国民投票の投票権等について位置付けております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 私は自分で18歳以上の青年に選挙権を与える時に、最も大事にしなければならないことは何かということを考えた時に、私は日本国憲法をきちんと読んで、その日本国憲法には国民の生き方がきちんと述べられております。憲法の前文で日本国民は政党に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我らの子孫の為に云々かんぬんと言って、政府の行為によって再び戦争の惨禍の起こることのない様に決意し、ここに主権在民を宣言し、日本国憲法を定めるということです。

日本国憲法を教えるということは主権在民です。主権在民ということは、主権は国民です。それを行使するのは代議士だったり首相であったりするのです。主人公は国民ですよ。青年1人1人があの国、この国の主人公なんです。ですから関心がないからというような教育はしてはならないと思うのです。自分たちが治める国だから自分が責任を持って政治に参加しなければならないということを期間は短いですが、しっかりと高校で教えて行かなければならないと、このところをきちんと押さえながら、これを参考しながら教育をするということは、私はとっても良いことだと思います。

それで聞きますが、高校ではこれに従って授業を予定していますか。もう進めていますか。

○議長(波岡玄智君) 高校事務長。

○高校事務長(工藤吉治君) 議員おっしゃっています副教材等につきましては、文科省の方から選挙制度の改正にあたっての通知が、10月29日に各都道府県の方に通知がされております。

副教材並びに指導資料につきましては、11月に入ってから11月17日くらいと記憶しておりますけれども、霧多布高等学校の方に会報なっております。高校としては、この選挙制度の改正に当たりまして、選挙年齢が18歳になるということから各学年を通して選挙制度の理解を進めようとしております。

まず1学年ではロングホームルーム等通して、その中で選挙制度の新有権者としての権利を円滑に骨子出来るようなことを、ホームルームの中でも取り上げていきたいと考えております。

また2学年につきましては、地理、歴史か日本史等の単元の中で政治活動の発展と大衆社会の形成ということで、このような単元もありますことから、その中で選挙制度のことを学んで行きたいと考えております。

また3学年につきましては、公民科の現代社会の単元の中に、現代の民主政治と政治

参加の意義という單元がありますので、この中でしっかりと選挙制度の改正も含めて教育を指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の課長の方から、これを参考にしながら公民とか、色んな教科の中で触れながらやって行きたいということです。それで是非、常に考えて欲しいことは、やはり子どもたちが選挙権を持つことに対して凄く興味を持てるような、そういう教材を用意して欲しいと思います。

中には、パネルディスカッションみたいのがあったりして、グループで賛成派と反対派に分かれて討論するという授業もあるんです。その中で例えばという例で、サマータイムについてどう思うかと言うのがあります。サマータイム、ここは昆布場だから昆布の時は授業を1時間半遅らせてとか、そんなふうに他の地域のサマータイムとはちょっと違うようなサマータイムになるかと思うのですが、そういう課題で賛成、反対でやると。もっと子ども達の現実に見合った課題で是非やってもらいたいと思うのです。高校を卒業したら就職するんです。そしたら企業に勤めたら正社員、臨時職員、パートタイマー、色んな派遣労働、期間を3年に区切ってとか色々あって、総じて言ったら名前の通った衣料品店でもブラック企業と名前が付いているところもあるんです。

それでブラック企業で働かないようにする為に、高校を卒業して最初にブラック企業にぶつかる場合もあると思います。それを題材にしながら賛成、反対で今の世の中どうなっているんだと、これはインターネットを子ども達は得意なので、色んな資料が出てくるのでやらせたり、よく学校では政治的に中立でなければいけないというのはあるのですが、今の自衛隊の海外派遣の問題を取り上げて、国ではこう言っている反対の人はこう言っている、自分はどうしたらいいだろうかと、これは18歳ですからもう自分のこととして考えられる、そういうことを題材にして政治的に中立だとかではなく、子ども達に今直面する問題を投げかけて、そしてそれぞれの考えがどうなるかと、それをクラス皆で話合っって色んな人の意見も聞きながら、自分を高め上げていくというそういう討論の仕方では私は身のあるものを作って欲しいなど、確かに学習指導要領から離れるようなこともあってはならないと言っても、私は興味があるものであれば先生方が子ども達の要求を満足出来るような課題を与えて、真剣に討議させるというのはどうかと思うのですが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（工藤吉治君） 議員おっしゃいますとおり、授業の中では具体的な政治的な事象に関する議論を流すものの、多様な意見を生徒に紹介しながら異論に耳を傾けるなど、合意形成をする力を教育の中で身に付けるよう指導して行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 少し戻りますが、私は日本国憲法をしっかりと学んで世の中に出ることによって、自ずと18歳以上の選挙権を大事にしたいと思います。憲法の前文先程少し言いましたけれども、日本国民はから始まるんです。日本国民はと言った場合、自分それから他の人たち日本国民は正当に選挙されたということから、正当に選挙されたというのはどういうことだろうかというのを、子ども達に考えさせるというのはどうかと思うのです。

正当に選挙された代表者について行動し、とあるのですけれども、投票率52%で本当に正当に選挙された代表者なのかと、こういうことも学ぶには選挙制度を勉強しないと行けません。それから衆議院の定数、参議院の定数、3年毎の定数、それから色んな選挙違反の問題、金にまつわる問題、政治献金の問題、政党助成金の問題とか色々あるのですが、本当に正当に選挙されたのかということ子ども達に勉強させて、例えば52%の内の得票率がA党は30%、B党は10%の得票率、合わせて40%の得票率がありました。

例えば投票率50%が得票率40%、20%が2つの連合政権の得票率だということになると思うのです。それが40%得票を得たけれども、7割7分の当選人が出ているとか、こういうようなことで投票率の低いことと、それからなかなか政治が良く解らないということから大政党であっても、本当に支持されたかと言えば国民の20%、有権者の20%しか指示されていないというようなことになれば、これは正当に選挙されて国会における代表者を通じてという話にはなりません。

そして最後に、視点が国民に存することを宣言するという宣言こそ、私は日本国民があの大きな戦争を終えた後に勝ち取った主権在民なんです。だから、この主権在民をということをきちんと押さえて指導して欲しいということ希望しながら、私の質問を答えてください。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（工藤吉治君） 憲法解釈の議論については、この場では避けさせていた

できますけれども、高校の選挙権の問題について答弁をしたいと思います。

高校の授業の中では、政治的無関心の増大が持つ危険性などについて理解させるとともに、政治とは自分で判断することが基本であることを初めとする、色んな問題課題を多角的な多面的に捉えながら自分の考えを主張、発表出来るような力の育成、または根拠を持って自分の考えを主張する力の育成を中心に、高校の中で指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告順に従い、一般質問をいたします。質問事項は、漁業振興の将来ビジョンをとしております。

9月定例議会で松本町政2期目に向けた思いを質問し答弁いただいたとおり、公約として掲げた地域を支える地場産業の振興・子育て支援の充実・災害に強い町づくりの3本柱で、町づくりを進める方向が示されております。その中で産業振興について話をしますが、時間が余るとすれば子育て支援と災害に強いまちづくりの部分についても、若干質問をさせていただきたいと思っておりますので、その節はよろしく願いをしたいと思います。

公約の第1に掲げた地場産業の振興、とりわけ漁業振興に関してポスト200海里沖合漁業の規制強化並びに海洋漁業の変化による水揚げ不振に対応するため、沿岸域の養殖魚場づくりや、漁業後継者対策を含めた漁業振興の将来ビジョンの策定が急務であると思っております。早急に構想を策定し実行すべきと思いますが、まずこの点からお答えをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。漁業振興につきましては、現在、総合計画での3ヵ年ローリングや、基幹産業である漁業地域を支える活力ある産業として発展させる為、浜中漁協と町で構成する浜中地区地域水産業再生委員会で策定しております、平成26年度から30年度までの5ヵ年計画の浜の活力再生プランに基づき実施しているところでありますが、沖合漁業につきましては、ロシア海域での鮭鱒流網漁の禁止や航海でのサンマの乱獲等による影響等、不透明な部分が多々ありますので、これらを見据えたビジョンは必要であると思っておりますのでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ただいま水産課長から、漁業振興の将来ビジョンの策定につい

ては必要であると答弁をいただきました。

私は、なぜ将来ビジョンを示して欲しいかについて、若干ですけれどもお話をさせていただきたいと思っております。実は先般、浜中漁協の浜廻り懇談会が実施されました。27年度の販売事業の取り扱い見込みの報告がされまして、鮮魚は6,504トン、20億1,900万円の計画に対しまして、決算見込みでは3,648トン、18億4,200万円で、数量でいきますと2,856トン、金額で1億7,900万円の減という数値が示されました。

また、今言いました決算見込みと昨年の実績で比較してみますと、数量で3,602トンの減、金額も5億2,800万円の減ということで、大幅な計算になっている訳であります。漁種別の減につきましては、秋鮭定置の不振がありまして、爆弾低気圧や度重なる台風の影響を受けまして、6ヵ統全てにおいて被害を受けたことが原因で前年実績対比246.6トンの減、金額では1億9,000万円の減が見込まれておりますし、サンマについても実績対比で1,487トンの減、金額も高値で推移しましたけども2,900万円の減であります。

更にはトキ鱒につきましても142.3トン、金額で6,100万円の減が主なものとなっております。昆布につきましては1,502トン、金額で11億2,900万円の計画に対して、決算見込みは964.6トン、11億1,500万円と見込まれ前年実績より82トンの減、金額で1億1,400万円の減と見込まれておりますが、鮮魚と昆布の前年実績対比でいきますと、実に6億4,200万円とこのような大きな減額が見込まれております。

今後も今年のような状況が続くとなれば、組合の経営にも支障が出るばかりではなく、組合員の生産活動や生活にも直結して影響が出てまいります。これらの減産の要因は地球規模での海の環境変化、温暖化などによるものでありますが、それによって回遊魚や昆布の育成に異変が生じているというふうに感じております。

加えて、ロシア200海里水域内での鮭鱒流網が来年1月から全面禁漁になる沖合漁業は、ますます経営が厳しくなることが予想され自然と根付け漁業の昆布やウニ、牡蠣などの養殖事業へシフトして行かざるを得ないことになる訳であります。

そのような状況を目前にして、何をなすべきかが問われるのであります。根付け事業の昆布やホッキ資源をしっかりと維持管理していくと共に、養殖事業にもっと力を入れて行かなければならない、特にウニ養殖は1億円産業に成長しておりまして、大きな期待

を持っておりませんが、大雨を伴う低気圧や台風の影響を受けやすく散布漁協では1億7,000万円の生産減となったほか、浜中漁協でもウニ施設に被害が出ており安定供給ができない実情にあります。

浜中漁協でも浜中で始めた牡蠣養殖は順調に育っていきませんが、増産するには、港湾内から外海で移す必要があり、外海で静穏域確保は既存の海面利用漁業者との共存共栄を図る必要があるので、事前に施設整備の為の潮流調査を含めた海域調査設計を始めなければならない段階に来ているのではと考えておるところであります。

散布地区の静穏域の確保については、散布漁港の早期完成に向け事業費の拡大を要望していくことで実現が早まるのではと認識をしておりますが、何れにしても両漁協の養殖事業発展については、自然災害を最少限にとどめる方策をしっかりと考えて行くことに尽きるとこの様に思う訳であります。

そこで次の質問に移りますけれども、具体的には沖合漁業から沿岸養殖事業へシフトせざるを得ない現状に対応する為の重要な政策の1つとなる、静穏域海面の確保として沿岸域沖合に、波浪防止対策として防潮堤の設置や消波ブロック投入などによって静穏域をつくり、ウニや海老、牡蠣などの一大養殖漁場を造成する必要があると思います。

静穏域づくりの実現に向け、早急に漁協と行政が一緒になって調査設計に取り組むべきと思うが、その考えがないか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。浜中漁協におきましては、議員のおっしゃられるとおり沖合漁業から、沿岸養殖事業へのシフトせざるを得ない状況であるとしまして、将来ビジョンを策定するために組合員へのアンケート調査を予定しておりますし、来年度において海況調査を行う旨、組合に説明していると伺っているところであります。

町と致しましても、台風や爆弾低気圧による波浪、冬期間の流氷等、現在の養殖施設への影響が懸念されていることから、静穏域の確保はしなければならないと考えております。また高級ブランドとして定着しております、浜中の養殖ウニの安定供給あるいは後継者対策の一環としての牡蠣等の新たな養殖漁場は必要不可欠であると思いますので、支援はしっかりと参りたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、静穏域の確保に向けて新たな養殖漁場作りは必要だと思っ

ているということで、そういう考え方が示されました。

そこで支援をしっかりとしていくということでもありますけれども、支援はありがたいこと、けれどもこの支援について産業団体の構想に対して、従来から行政が一生懸命しっかりと支援していくというふうに言ってくださっていますけれども、それは待ちの姿勢ではないかと思っているんです。

それで待ちの姿勢ではなくて、構想づくりから一緒にかかわっていくと、そういうことで共通理解、共通認識が持てまして国や道に対して静穏域作りの施策についての要請活動が出来るようになるのではないかと考えている訳です。

水産課長の答弁まさにそのとおりで、私の期待していたとおりの答弁であります、最後に町長から静穏域確保の実現に向けての決意といたしますか、思いといたしますか町長になられて就任あいさつでも、一次産業の振興をなくして浜中町の発展がないと、特に漁業に関しても一生懸命取り組むというふうに言われていますので、その辺の考え方を聞きさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。先程、水産課長が答弁したというのは、水産課長が勝手に答弁した訳ではなくて、この定例議会の一般質問に対して何度も協議して決めてきたことです。決して戸井課長が言ったからそうなったのではなくて、これは町の意向であります。

ただ、若干ずれが来るかも知れませんが、先ず一緒にやるというのがそれは正しいと思います。ただそこで食べている人達がどう思っているかというのは、やはり一番基本的にあることだと思っています。だからそのことが先だよというのが、私の持論かなと思っています。今言われたように大変厳しくなってきた、そして漁業者も経済団体も厳しいから方向転換するビジョンというより方向はもう決まっています。ビジョンではないと思います。決まっているんだから、その決まっている方向で是非お互い漁組も含めてやっていきたいと思っているのが、今の決意であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） それで今ビジョンを作るというよりも方向は決まっている、まさにその通りですよ。沖合漁業からも沿岸漁業の方に養殖事業の方にシフトしていかなければならないと、これはもうその通りなので町長の思いは解りました。

方向は決まっているから、その方向で進みたいということですから、私はその言葉に

対して漁業者とあるいは産業団体の私も役員の一員ですから、そういった意味でしっかりと伝えていきたいし、漁政担当課と連携を密にしながら、進めて行ければありがたいことだなと思っておりますので宜しく対応していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。基幹産業を支える担い手となる後継者対策は、最重要課題と町長は述べております。総務経済常任委員会で調査報告をした専門員を配置しての婚活事業、登録制度やイベントを行う計画はあるか伺いたいということで、平成26年5月に佐賀県嬉野市と長崎県松浦市に婚活事業の関係で視察に行っております。

内容は既にご存じでしょうけれども、若干話をしますと嬉野市は平成23年に地域づくり結婚支援課という課を新設をして結婚希望者を登録して支援を始めた、登録者は男性が62人、女性が20人の82人で24年からの2年間で10組が結婚されたという事で、ここで特筆をしているのは、男性のコミュニケーション能力を上げる磨くスキルアップをするということに努力をしたということであります。その上で温泉を活用した日帰り合コンや、産業団体と協力したイベントを実施してきたと、その成果が10組という事の報告がありました。

それから松浦市ですけれども、農協、漁業、商工青年部を中心に婚活に松浦実行委員会という、実行委員会組織を作ったんです。それでバスツアーや松浦鉄道を貸し切ったのツアー、商店街を利用した合コンを実施していると、それで市では婚活支援窓口の開設と公募で募集した婚活支援相談員、この1名を嘱託で採用してプラス市職員2名、3名体制で対応しているということであります。両市とも共通しているのは、婚活支援担当者の信念と情熱を強く感じたところでありまして、本町においても先程言いましたように、専門部署の設置と選任相談員や担当職員を配置することで未婚者を対象とした取り組みが進むと思います。産業団体や青年部等の連携により町全体で推進すべきと思いますが、その辺のご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。その中で若干過去の経過等も踏まえて説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず後継者対策につきましては、基幹産業を支える重要課題として認識しているところであります。過去の後継者対策でございますけれども、平成8年に議員ご存じだと思いますけれども、全町的な対策をする為に町の機構改革の中で、後継者対策の専門の嘱

託職員として配置し、5年間活動をしたところでございます。

また更に、平成9年には町機構改革の中で助役を筆頭に関係する課の連絡会議を設置し、その中から更に意見をいただいていると、また13年には町農業委員会から農業後継者確保の対策強化の建議書等もいただいているところでございます。13年8月には浜中町行政事務改善委員会の中に当時、企画財政課長、水産課長、商工観光課長、農林課長、生涯学習課長、体育振興課長、農業委員会の事務局長等をメンバーとする産業後継者の対策専門部会が設置され、1年間の間に3回程検討委員会専門部会を開催しながら町長の方に具申をしたところでございます。

町としては具申を受けまして、平成15年の10月に当時の企画財政課を事務局として浜中町の産業後継者対策推進協議会、仮称ですけども、この設立に向けて作業を進めてきたところでございます。それで16年の5月に設立総会1回目ということで開催したところでございますが、当時、産業団体の後継者対策に対する多少認識の違いから当時は設立には至らなかったという事で、その後、事務的にはなかなか後継者対策が進んでいかなかったということが実態でございます。

現在、この結婚支援に関して専門員を配置することが必要なのかどうか、また行政主導で、登録制度やイベント等を実施することがどうかということ判断すべきと考えておりますが、いずれにしても基幹産業を支える産業振興は、少子化や人口減少対策と深くかかわるものでございますので、今後、改めて産業団体とも連携を計りながら全町的な、この対策を議論していくことが必要ではないかと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、過去の経過も含めて聞かせていただきました。端的に言えば、私の質問のようにこれから専門員の配置が必要かどうかも含めて、産業団体等々と協議をしていくということになるのかと思っておりますけれども、私が思うのには、やはり町長の就任のあいさつの中でも、これは後継者対策が産業を守ってくれているという最も重要な課題であるということで、本当に後継者なんです。これがある訳で、議会で視察調査をしてきた事例を真似てでも実行に移すべきではないかと思っておりますし、今盛んにテレビでやっていますけれども、ぐるナイの番組でお見合い大作戦というようなものが放映されていることがあります。テレビまでもなく、そういったマスコミを利用するとかではなくて、独自で若い視点でその様なイベントをやってみるのもひとつの方

策ではないかと思っているんです。

その為には、結婚希望者を登録する専門部署の設置や担当職員の配置、これらが必要となりますけれども、そこまで踏み込まないと後継者対策は進まないと思います。極端な言い方をすれば、婚活イベントに参加してくれる女性に対して交通費を払うとか、あるいは浜中の物産PRも兼ねて特産品をプレゼントするとか、そういうことでも結構知名度が上がったりする訳なので、そんなことでまず思い切ってやってみると、やらないであれが心配だこれが心配だという、やらない理由じゃなくてどうやったらできるだろうかと、そういった前向きにやってみるべきだということを良く言われる場面があるのですけれども、要はやる気の問題だと言われることもありますけれども、専門職員を配置したり、職員の担当部署を作るということになれば人事にかかわることになりますから、なかなか簡単には行かないでしょうけれども、まず出来るところからやっていくということが大事なことかと、窓口は企画財政になるかと思えますけれども、そこだけにしわ寄せするのではなくて関係する水産課なり、それから商工の関係であれば商工観光課を含めて、そういったプロジェクトチームや何かを作るような形でもやれないのかと、その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 先程の答弁と多少重複するところもございますけれども、現在、策定中の総合戦略のプロジェクトチームの中でも、これについて議論もされておりますし、各団体のヒアリングにおきまして、後継者対策をしっかりと進めるべきだというご意見も伺っておりますので、今後、現段階で後継者の未婚男性がどのくらい居るのか、そういうところの実態調査や、婚活のニーズ更には民間事業者との連携、これらも部会プロジェクトチームの中で議論していただきながら、今後の方策を検討していきたいと考えているところでございますけれども、近年若者の結婚観や子どもを産み育てるという個人的な価値観の変化も随分あるようでございますので、それらも十分配慮しながら行政としてどういうふうにかかわって行けるのか、内部で十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、地方創成の総合戦略の中で各産業団体とのアンケートといえますか聞きとり調査をやってくれたんです。

私も、その中身を見させていただきましたら、結構後継者対策について触れている部

分がありました。是非、今言われた通り個人的な価値観のズレは確かにあると思うのですが、まずはやってみるという視点を持ち続けていただきたいと思います。その事だけ言って後継者対策については終わりたいのですが、是非前向きに後継者がいなければ、浜中町一次産業がなくなるんです。そのことが一番大きな問題ですから、どうやったら後継者が増えて行くか、これらは当然、今1.54%の合計特殊出生率が将来推計で1.8%まで上げるという、そういう政策の中にも盛り込まないと1.8%までを維持出来ない、そういうことになっていく訳ですから、その辺を踏まえて取り組んでいただきたいと思っております。それに対して答えは要りませんが、もし私の考え方に対してであればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 地域創生の関係で含めて総合戦略の中に入っている、当然入って行かなければならないと思っています。一番大切な事業だと思っています。

ただ本当に困っているのかということと言ってくると、漁家の皆さんと話しても若干ズレも感じる場所でもあります。というのは、今農業では後継者対策を作って動いています。それがあから本分に十分なのかと言ったらそうではないのです。やり続けて行くんです、このことに関して。そして今日に至っているのです。

ですから最初に15年に作った設立の時に考えてみれば、その時に絡んでいたのは私ぐらいかと思っています。年齢的に言ったら。あの時に何故壊れたかと言ったら温度差です。後継者対策に対する各経済団体の熱意だったんです。その温度差があつてまとまらなかったと思っています。簡単に一言で言うと。

その後、その時に農業の方ではもう動いていまして名簿も作りました。そしてその時の名簿の作り方は違って、個人情報だとかあまり言っていませんから簡単に出来るんです。出来ると言ったらおかしいのですけれども名簿も作りました。その中でどう対応していくかと言った時に、なかなか後継者対策大事だよと、その時に言っていたけれども、そこまではなっていなかったような気がします。それがそういう結果になったし、逆にやっていた農協は一緒にやる訳にはいかないということで、独自で農業関係は農業関係で、本当は商業で同じことが言えると、結果的に今現状を見てみると商業、漁業、農業もきついです。きつい中でこれからも進めていくとなれば全体で集まって、もう一回最初からスタートするかということも含めるとすれば、やはり一番やらないといけないと思っています。一番難しい課題かも知れません。

そんな意味からすると、是非経済団体含めて行政もしっかり入りますけれども、位置付としては決して後に持って行きませんから、前の方でしっかりやっていきたいと思っています。

ただ、その雰囲気になるように関係する人たちは皆そっちの方に後継者だよと、そういう声掛けが必要だと思っております。それと今若い人たちが農業では服装から全部点検入りますから、話方からやらなかったら誰も結婚してくれないというふうに思った方が良いのかも解りませんが、是非そんな教育も含めて、皆さんに声を掛けていきたいと思っています。まず私の仕事としては、組合長に声を掛けて行きたいというふうに思っています。そんな決意でいます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長の決意を聞かせていただきました。ありがとうございます。時間がありますので、冒頭お願いしておりました三本柱の1つについて伺いたいのですが…

○議長（波岡玄智君） 待ってください。休憩します。

（休憩 午後 2時16分）

（再開 午後 2時18分）

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 私は後継者対策等含めまして、子育て支援も後継者対策に繋がるものだということで、若干本当に簡単な質問をさせてもらいたいと思っておりました。

中身的には、結婚、育児、医療、教育について支援をして行くということでもありますけれども、今、地方創生も含めて子育て支援に関して、色々と施策が今後出てくると思います。そういった中で今示せる段階にあるのかどうか。中でも取分け地方創生の中で地域住民生活緊急支援事業、これは26年度から制度として交付金の措置が取られておりますけれども、例えば結婚祝い金の5万円とか、出産祝い金とか、妊婦さんの交通費助成とかありますけれども、これらについては5年間の措置だということになると思いますが、これらについては継続して行くのかどうか。この5年以降についても継続していくのかどうかということと、それから医療費の完全無料化についても、高校生までを検討しますよというような話も出ていたり、あるいは子育て支援の本当に最たるもので保育料の無料化についても検討するというようなことが、少し話として出ておりましたので、その辺が果たして今、具体的な施策として示せる段階にあるのかどうかを聞いた

いということです。そんなに難しい話ではないということです。よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

たまたま企画財政課の方で、この度の総合戦略の事務局を担当しているということで、総活的にご説明させていただきますが、現在、国では28年度の予算として約1,080億円を確保しているということでございます。

この総合戦略につきましては、平成27年から5カ年の緊急対策ということでございます。27年度につきましては、既に皆さん御承知のとおり約浜中町には2,800万円の交付金を受けて結婚祝い金、あるいは住宅安心住まい、あるいは交通費助成、保育料の軽減等を行ってきているところでございます。

28年度の国の予算が1,080億円で交付金が2分の1という縛りが出てきております。27年度は100%の交付金で事業を賄ってきたというところでございますけれども、現在、各プロジェクトチームの中で色々議論を重ねている最中でございますけれども、事務局的には26年度補正事業につきましては、結構多額の町単費が出てくると思っておりますけれども、継続して実施していきたいと考えているところでございます。

また更に高校生までの医療費の無償化につきましても、ヒアリングの中でもそういうご要望もございまして、各部会の中でも十分議論されているところでございますので、これらの新しい事業についても、今後の検討課題になろうかと考えているところでございます。

何れに致しましても、新年早々から28年度の予算編成作業と重なって参りますので、早急に総合戦略の施策について、まとめ上げていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 理解を致しました。それで防災関係ですけれども聞こうとしていたのは、緊防災の動向として、何をやるにしても延長を要望している訳ですけれども、その辺の見通しが今現在どうなっているかについて伺っておきたいと思っておりましたので、もしその辺の状況が解るのであればお答えいただきたいと思います。まだ見えなければ見えないで結構です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長(野崎好春君) この緊防災につきましては、平成28年度までの制度ということで、全道の町村会あるいは都道府県から継続を要望する声が上がっていることは事実でございますが、実現に至るかどうかについては、全くの白紙状態であり、何らの情報も入って来ていない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) これで、一般質問を終わります。

◎日程第16 議案第64号浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

◎日程第17 議案第65号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第16 議案第64号及び日程第17 議案第65号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第64号及び議案第65号につきましては、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第64号浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する、条例の制定については、番号法の施行により、平成28年1月から、いわゆるマイナンバー制度において、マイナンバーの利活用が始まります。

本制度は、法に定められた社会保障・税及び災害対策に関する事務でのみ、マイナンバーの利用または特定個人情報の提供が認められております。

また、法と同様の趣旨において、地方公共団体が条例を制定することにより、それぞれの自治体が行っている独自の事務においても、マイナンバーを利用できるようになります。

マイナンバーを町の独自の事務に利用する場合、同一機関内、例えば課と課の間で特定個人情報の授受を行う場合及び同一地方公共団体の他の機関、例えば町の課と教育委員会との間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

す。

現状においては、他の課等の業務で収集した個人情報を利用することができないため、複数の行政機関の間は勿論、同じ役場内においても個人情報のやり取りに制限がかかり、同じ内容の情報を本人から直接、または承諾後に取得、または各種申請書の添付書類をその都度提出していただくこととなっております。

また、複数の行政機関の間で保有している情報が同一のものであるか確認することに加え、誤りが発生しやすい弊害も懸念されることから、行政の効率化や住民の利便性、負担軽減を図り、公平・公正な行政サービスを提供するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第65号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についても議案第64号同様、マイナンバーの利活用に伴い、浜中町介護保険条例に規定する関連条項の改正をしようとするものであります。

なお、いずれの条例も施行日については、平成28年1月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。議案第64号の詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案第64号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第64号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第66号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

◎日程第19 議案第67号公用車事故被害者損害賠償について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第66号及び日程第19 議案第67号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第66号及び議案第67号につきましては、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第66号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、9月27日午後1時13分頃、釧路市愛国東3丁目6番地3の飲食店駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は、釧路市愛国西2丁目8番地6の辻知宏さん所有の車両であります。

事故の概要は、霧多布高等学校教員が釧路市内の飲食店駐車場から出ようと公用車を

後退させた際、後方確認の不注意により、駐車していた相手車両左後部フェンダー等に接触し損傷したもので、損害額は5万7,456円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失100%とし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、10月21日示談を交わしております。

議案第67号、公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について議決をいただくものであります。

この度の事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第66号の質疑を行います。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 確認します。これは金額が5万7,456円で普通の車両の物損事故を考えると、かなり軽微なものだと認識するのですけれども、先程、保険会社の査定により過失割合が100対0と、実際この金額を支出する際に保険を使うのか、町の単独の中で出すのか、何を言いたいかという我々が入っている車両保険と言いますか、普通に存在する保険の感覚で行くと、このくらいの軽微なものであれば、一応保険を使わないで手出しした方が、保険料が高くなならないで済むというか、保険料が割引になると思うのですけれども、この辺を確認させて頂きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 公用車の保険でございます。公用車の保険につきましては、一般財団法人全国自治協会に町の方は加入してございます。掛捨てと申しますか、1年更新ということになってございます。

当然、対人、対物、車両保険と入ってございます。町の方は対人、対物については無制限の保証ということで入ってございます。今回対象となっております車両につきましては、165万円の車両保険に入ってございます。掛け金につきましては、年間4万1,930円ということになっております。

後、対物の保険の流れですけれども、直接保険会社の方から相手の方の口座に支払いになるということになってございます。

ですから、今議員おっしゃった割引と言いますか、そういうのは発生してございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第67号の質疑行います。
ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第66号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第67号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第66号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第67号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第68号平成27年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第20 議案第68号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第68号平成27年度浜中町一般会計補正予算第3号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金、学校施設天井等落下防止工事など、今後必要とされる経費と事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出、2款総務費では、庁舎維持管理に要する経費で、役場庁舎耐震診断委託料271万1,000円、その他一般行政に要する経費の報償費で、ふるさと納税のお礼品994万8,000円を増額補正するほか、基金積立金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金として、交付金の確定により6,995万6,000円を追加、町長選挙に要する経費で、選挙の執行経費確定により474万円を減額するなど、総務費全体で8,209万円を追加。

なお、役場庁舎耐震診断委託料については、年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。3款民生費では、障がい者福祉給付に要する経費で、障がい福祉サービス費565万2,000円、障がい者自立支援医療に要する経費で、自立支援医療給付費190万5,000円を追加するほか、北海道後期高齢者医療広域連合負担金884万円を減額するなど、民生費全体で18万3,000円を追加、4款、衛生費では、水道事業会計の補正に伴い同会計への繰出金525万4,000円を減額、最終処分場管理運営に要する経費で、破碎機故障に伴い修繕料116万2,000円を追加するなど、衛生費全体で337万6,000円を減額、5款、農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業に要する経費で、事業費の確定により中山間地域等直接支払交付金232万円を減額、林道に要する経費で事業費の増に伴い林業費専用道開設工事184万3,000円を追加、水産行政に要する経費で、道補助金の内定により昆布小型選別機導入事業補助1,320万円を増額、鮮魚加工機整備事業補助195万円、ベルト式真空包装機整備事業補助255万円をそれぞれ追加するなど、農林水産業費全体で1,792万4,000円を追加、6款、商工費では、勤労青少年ホームに要する経費で、灯油流出事故の処理費として2,856万6,000円を補正するなど2,870万1,000円を追加、7款、土木費では、町有建設車両に要する経費で、除雪車両購入492万4,000円を減額するほか、ノコベリベツ川氾

濫対策として、町道維持管理に要する経費で、茶内橋北横1条通浸水対策工事100万円、河川維持管理に要する経費で、支障木伐採委託料904万円をそれぞれ増額するなど、土木費全体で547万2,000円を追加、8款、消防費では鉏路東部消防組合に要する経費でデジタル無線用受令機購入521万3,000円を増額するなど、全体で328万5,000円を追加、9款、教育費では、小学校管理運営に要する経費の校舎等補修工事で、学校施設天井等落下防止工事で2,286万9,000円、中学校管理運営に要する経費の校舎等補修工事で、学校施設天井等落下防止工事及び特別支援学級対応に係る教室改修工事で2,561万5,000円を追加、学校用バスに要する経費で、スクールバス購入の執行残313万9,000円、給食センターに要する経費で、学校給食センター改築実施設計委託料の執行残508万7,000円をそれぞれ減額するなど、教育費全体で4,146万8,000円を追加。

なお、学校施設天井等落下防止工事につきましては、小学校、中学校とも年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

以上により、今回の補正額は、1億7,574万7,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金や道支出金、町債などを財源として充てておりますが、普通交付税の算定結果により財源が確保されたことから、財政調整基金繰入金については、本補正において減額しております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億1,401万5,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い致します。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第68号の補足説明を行います。

企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第68号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第68号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

9 番川村議員。

○9 番（川村義春君） 21 ページ歳入ですけれども、普通交付税の現在の留保財源、今回6,596万3,000円を差し引きまして、いくら留保財源があるのか。これをお聞きしたいと思います。9月時点で確か交付決定が33億5,633万円、その時点では1億8,886万8,000円の留保財源と聞いていたような気がするのですが、今回の補正では1億2,300万円くらいかと思うのですが、その辺を知らせていただきたいと思います。

それから41 ページ、勤労青少年ホームに要する経費でありますけれども、これは全員協議会の時に経過について説明がありました。私は勤労青少年ホームの灯油流出事故処理業務委託料に関して、法的に振興局へ届出は必要じゃないでしょうかという話をし、その際は処理後の報告だけで良いというような話がされました。それは違うんじゃないかということで、再度その辺の調査をするようにお話をしておりましたが、その辺の結果がどうなっているのか。

それと経過も説明を受けましたけれども、最初の段階10月15日に、灯油タンクからの配管の劣化による2ヵ所の漏れが確認されたという時に、もう一步踏み込んで調査をすれば、こういう大きな問題にはならなかったのではないかと、これは26年10月15日ですから、今回発覚したのは今年27年の11月26日ですか。そんなことで、その辺の慎重さといいますか、指導は行政的にどういう点検、活動なり注意をしていたのか。もっと私は慎重にやるべきものであったんじゃないかと思います。最初にその辺を聞いておきたいと思います。

その後、別な視点でお聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 普通交付税の留保財源でございますけれども、議員おっしゃるとおり、9月補正後1億8,886万8,000円で、今回の補正で6,596万3,000円を使いますので、残りの留保財源としては、1億2,290万5,000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今回の勤労青少年ホームの件であります、先の全員協議会で道への報告なり、そういうのが必要ではないかということの質問に対して、事後報告すると回答してしまいましたが認識不足であり、大変申し訳ありませんでした。

それで道に相談したところ、水質汚濁防止法に基づき報告をしてくださいと指導を受けております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 私の方から報告の義務に関し法律上の規定について答えさせていただきます。

水質汚濁防止法第14条の2、第3項の規定では町有施設等を設置する工場または事業場などの町有事業場の設置者は、人の健康や生活環境に被害が生ずる恐れがある場合に応急処置の実施及び届出の義務が生じます。

勤労青少年ホームは法に規定する油の貯蔵施設を有する公共施設として、公の事業活動を行うこの町有事業上に該当することから、この度の油漏れについては都道府県知事に対して届出しなければなりません。

12月2日の議会全員協議会で、この度の油漏れの概略説明の際、商工観光から北海道への報告をしていないとのお答えをしていたと聞いております。当課として釧路総合振興局担当で、水質汚濁防止法に関して商工観光課からの相談を受け、報告義務等の取扱いについて確認し法の規定による届に関する情報を伝えたところです。

今回釧路総合振興局へは、同日2日に浜中町勤労青少年ホーム灯油漏れの報告として概要を報告しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ホームの灯油漏れの件ですが、10月15日の漏れが発見された時に、早期に対応していればここまではならなかったということですが、この時に気付かなかったことに対しては、大変申し訳ないと思っております。

管理体制につきましても、灯油漏れがあり修理した時点で、やはりチェックをもう少しするべきだったと、対応の甘さからこのような事故を招いて大変申し訳なく思っております。

一応、15日の件ですけれども、浸み出ているという感じだったので、中和剤を撒いて処理はしたのですが、その量はその時にもう少しチェックをしていれば良かったと反省しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 私は、やはり釧路振興局、北海道に届け出が必要だというふうに思っていたのです。それで帰ってから調べてみまして、水質汚濁防止法、全員協議会

の時に話されたのは、土壌汚染対策法の話がされておりました。それは届け出だけで良いというような話でしたけれども、水質汚濁防止法が適用されるということで、この法律によりますと知事への報告届け出義務が発生するというので、今、町民課長の方から話がされたものです。

それで事故時の措置の仕方ということで、振興局の方から指導があったと思うのです。どんな指導がされているのか。例えば、事故時の措置として、地下浸透箇所を止める措置を行うだとか、有害物質の回収だと汚染の拡大防止措置等に飲用水に対するリスクの解消、適切な情報の発信というのが事故時の処置の方法として定めがあると思います。

まずは油漏れを発見したという場合については応急措置をすると、それから道に報告をして、その指導を仰ぐということで、その指導が報告していなかったら、その命令違反ということで罰則規定も確かあるはずですよ。そんなことを含めて振興局からの指導、そういう措置をしないということの指導はあったのかどうか。それから委託料ですけども、中身については調査が130万円くらい、残りが2,600万円くらいが処理料ということでありますが、この調査はいつ結果が出てどういう措置の仕方をする予定なのか。中和剤なのか、処理の仕方としては色んな方法があるように聞いています。

例えばバイオレメディエーションということで、微生物等を入れて中和させるとか、そういう色んな方法があると思うのですが、どういう方法でやる予定なのか。この辺を2回目の質問でお聞きをしておきたいと思えます。

それから交付税の関係については、その通りだったので了解しました。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず振興局からの指導の部分です。今回2日に報告した時点からの話を少しお話させていただきますけれども、その時点で既に油が漏えいしてしまっていて地下に浸透しているという状況でありました。事故が起きたのは、先程、議員おっしゃったとおり1年前の10月ですので、その時点での中和剤処理を行っているという事で、緊急措置はどちらかと言えば、その時点での措置だと認識しております。振興局含めて、今こういう形で調査しながら工法等についても、専門業者とお話しているという部分でのお話だけ最初の時点でさせていただいております。

それで具体的に罰則の話でしたけれども、やはり救急措置をやらないとか本当に要は措置を拡大汚染をそのまま放置したとか、そういった場合は現地指導だとかそういった指導はするけれども、工法等も含めて具体的に振興局では特に指示や指導することはな

いという見解が示されております。

それで、この度は専門業者の方とやり取り致しまして、処理計画を立てているということになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） この度の調査結果ですけれども、現地及び室内検査の結果は全員協議会の中で説明しておりますが、今回のTPH試験結果濃度検査ですね。

試験の結果では、灯油タンク周辺1地点の土壌と地下水に油が検出されております。水飲み場の水道水については、油分は含まれていませんでした。また上水水質検査では、味は異常ありませんでした。

しかし臭気については微かな臭いが結果に出ており、水道法では飲料水基準に適合しないと判断されております。その他の5地点での試験結果は、土壌、地下水には油は検出されておりました。それで工法ですけれども、一般的に掘削して土壌を置き変えて産廃処理を行う処置が主に使われているのですが、今回のケースは敷地が狭くて土壌を処理する為の浄化場所が確保できない、施設下の土壌までもしかしたら浸透しているんじゃないかという事で、バイオインジェクト工法という手法を使います。

これは地下水を汲み上げて循環させて浄化してまた戻すと、汚染土壌の土着微生物に酸素や栄養源を与えまして、対象汚濁物質の分解に能力を発揮することが確認されている新たな微生物を利用して浄化作用を促す方法であります。土壌の掘削除去に比べまして、コスト的にも安であり早期の浄化が可能である。

汚染物質は、水と二酸化炭素に分解され環境負荷が低いという特徴であることから、この手法を使うとなっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の後段の工法ですけれども、こういう工法でやることについては、振興局の方の了解は得られているのかどうか。それと先程聞いたのですけれども、今回の委託料の調査結果はもう出ているんですか。出た結果が先程の話ですか。

この前、全員協議会で室内検査の状況の説明がありました。試験結果で行くと2m地点で強烈な臭いがするとか、1m地点でも、1m～2m地点でもナンバー1のタンクを置いていたところですが、そこで相当強烈な臭いがする、それから50mのところでも楽に感知できる臭いだとか、本当に表面上は支障は出ていないけれども15cm

のところでは臭いが感知できる程度だよということで説明がありました。

そういう状況でいきますと懸念される事項として、人の健康被害だとか水道水への影響だとか生活環境の悪化だとか、そういうことが懸念される事項としてあるのですが、そういった部分は全て今回の工法によってクリアされるのかどうか。その辺を最後に伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですけれども、この調査結果、先程言いましたが、これについては地下タンク周辺の1地点のところにお油が溜まっていて、それが地下水によって上下されていると、ある程度その範囲以外では外に漏れていないというのが、一応専門業者の予測です。

それで一応、地下水の方の点検も検査もしておりますので、これにも今のところ異常はないと、水道水に関しては先程言いましたけれども、臭いだけが付いているので飲料水としては少し適さないという事で数字だけの結果ですけれども、そういうふうに報告されております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） この工法については、殺菌を使ってやるバイオインジェクト工法ということでやります。

先程、商工観光課長が言いましたけれども、施設の関係で掘削して土壌を入れ替えるというのが難しいということでお話しさせていただいて、一応そういうことで最初の時点の報告の時に合わせて、総合振興局の方には工法についてもお知らせしているところです。

以上です。

○議長（波岡玄智君） それで心配事は解決するということですか。その工法で。

水道課長。

○水道課長（高野薫君） 今の水道水の懸念の部分でございます。

昨日、結果が第一段階のデータという事で、まず水道水の水そのものをサンプリングして検査結果をいただいております。

これに関しては計数を見ますと全く出ていないと、所謂水道水の中に油分が含まれていないと、これは私たち職員も専門の人なものですから、施設の中の方でも調べさせていただいたのですけれども、元々これはポリエチレン管というものでございまして、ホ

ームについては、40ミリメートルの管が入っています。この40ミリメートルの管ですけれども、内圧は6.5ミリメートルございます。

更に水が入っておりますので、常時専門的な係数でございますが0.45メガパスカルと、これは自然界の約4.5倍の水圧が掛かっているんです。所謂、気圧が1としましたらその4.5倍くらいの水圧がかかっておりまして、一般的に考えますと油分がなくても外から入り込むということは考えられないということでございます。

それと先程、商工観光課長が申しました水質検査の部分の臭いの分でございますが、水道法の規定によりますと、基準51項目という水質検査の厚生労働省で定めた基準がございます。その中に臭いの部分も含まれてございます。これが水道法によりますと、水道法として良いですよという部分については臭いがしないこと、ですから、ごく僅かな臭いでも、どんな臭いでもあれば不適合となります。

ですから今回の結果においては、ごく微量な油分が入っているということでございますので、不適合といった結果になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 議長のお許しをいただきまして、土木費に関連して河川と土壤に関する質問をしたいと思います。

漁業振興と環境保全の根源である森と川と海の繋がり的重要性は、誰しもが認識しているところかと思えます。その観点から森と河川の保護と再生をお願いしたいと思っております。人間の営みが作り出したとも言われる温暖化による気候変動が今、徐々に非常に大きな影響を与えております。

海水温の上昇は、この道東沖で低気圧を台風並みに発達させ、その繰り返しが日常的になってきております。60年前に襟裳の砂漠化した浜に木を植えて、そして昆布の森を蘇えらせた、それを機に植樹運動が全道に広がって定着をしています。

昆布の森もまた植樹活動も温暖化の対策の一助になっております。行政独立法人総合研究所の藤枝基久さんの講演の資料から、保水力の話を紹介させていただきたいと思えます。推定年齢200年のブナの木が貯える水の量は、1本当たり年間8トンと言われております。この辺りにもミズナラの木がありますが、これも近い能力を持っていると思えます。

それからブナ原生林の土壤は、1時間に約300ミリもの雨を吸収するという驚異的

な保水力があります。一般の森林土壌で1時間に水を吸い込む量は、平均260ミリ。

特に良い森林では、400ミリに及ぶという研究結果も出されております。まさに緑のダムと言われる所以でもあります。

孵化事業で今成り立っている浜中町の秋鮭であります。平成22年から不漁が続き今年には甚大な被害を受け、定置事業者は疲弊をしております。漁業者は孵化事業を支える時に1ヵ統あたり水揚げの12%負担をして頑張っているところでもあります。その秋鮭と密接な関わりを持つ川がこの幌戸川であります。

古来から秋鮭が遡上している川で知られてもおります。上流に孵化場があつて下流に捕獲場を有する重要な河川であります。その上流が浜中市街になっております。右手がゴルフ場から公住などの住宅地、中央に酪農の草地と空き地、左手に広大なMO-TTOかせてと、牧草地が広がり何れも沢ギリギリまで利用されている現状にあります。

この状況から渇水、増水という現象が起きております。また水量不足で河口が砂で浅くなり秋鮭の遡上を妨げているという状況もあります。この間162年の歴史がある、また162年間この幌戸を見続けて来ている位置付けで来ました、幌戸稲荷神社に行って参りました。大変稲荷の神様も怒っておりました。幌戸の上流が漁業にとって重要な河川という認識を立てば、保安林という位置付けも必要だと思っております。水源涵養の観点から木を埋める、また沢沿いも樹木を残す、そうした配慮を心配りを行政また酪農経営者共々持って欲しいものだと思っております。

本当に、ここまで必要なのかなと思う程、広大な敷地MO-TTOかせてであります。出来ることであれば製品開発加工体験施設は町内でも、それなりに貢献度があるんだと思いますが、その裏手の方は出来ることあれば漁業の為に、森に再生をさせていただきたいと思っております。

また学校のリンク跡地も空き地となって残っております。これは町の土地がどうか私は理解出来ませんが、もしこれが町の土地であれば、そこにもひとつ木を植えていただきたいと思っております。

それからもう1点、河川の品質管理の問題であります。隣設して採石場があります。事業所から出る汚濁水が時々河川に流出していると言われております。この事業所は疑わしきところもありますので、汚濁水の流入によって鮭の遡上を妨げ、また、春に中間育成、中間飼育がされております。この稚魚の死滅も考えられる程であります。森林保護環境保全の観点から、水出汚濁防止対策の徹底を図るように管理指導をお願いしたい

と思います。

それから併せて、幌戸から恵茶人までの小さな河川が4本、それから霧多布湿原に流れ込む琵琶瀬川を含めて、水源涵養、河川保全の観点からこれで良いのか、また対策が必要なのか、その辺を調査し報告をしていただきたいと思います。

この辺できれば、お約束をしていただきたいと思います。今のお話の感想も含めてお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今パークゴルフ場にしても、MO-TTOかせてにしても、給食センターの環境もそうですけれども、常に施設を造る時に漁協さんと相談しているんです。排水の関係で水がどういうふうに行くか、そしてどういう物が流れていくかということで、その都度協議されてゴーサインが出て、あの施設を今日まで造って来たと思います。

例えば、浜中市街の関係で行きますと下水道やりますよね。下水道やったら流して使った水が処理されますから流れて行かないんです。だから完全に言いますと、段々河川には水は流れて行かないというふうに思っています。MO-TTOかせても処理した水が流れて行かないと、だけどその都度、今まで浜中市街含めて幌戸川だけに言いますと、色んな事業をやりましたけれども、色んな事業毎に漁組さんと協議して実施してきました。ただ大きな目で見ると段々水が無くなってきて、渴水しているということも多分想定はされるし、そうだろうと思っています。

ただ、今の段階でMO-TTOかせての一部に木を植えたからと、そんなもので済む問題ではないと思っています。そのことを含めて、今どうするという事になれば少し長い目で見て町の作り、それと海を守るという川も含めて、森、川、海を守っていくと大きな目で見ていかないと、これから出来ないのかなと。

ただ今言われて、大きなテーマとして話しされましたけれども、こんなふうに大きく言われたというのも初めてでありますし、少しショックを受けていますけれども、そういう意味では、今後そのことも視野に入れたまちづくり、ただ今までやってきたということが少し全面的に否定される部分もあろうかと思えますけれども、そこはこれから環境問題を含めて勉強して行かなければいけないかと思っています。

多分、回答にはなっていないと思います。すみません。今はできません。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

11番菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） 2点程質問したいと思います。

ノコリベツ川の浸水対策の工事に関してですが、まず上流から氾濫して川が道路を走るという話でございます。そういったことでございますが、どの様な工事になってどういうふうにするのか。その中身を聞きたいと思います。

また、木の伐採の委託ですけれども、これは国道までということですが、それは良いのですけれども、底ざらいとかそういうのはどうなっているのか。そこも聞きたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） それでは42ページの茶内橋北横1条通り、浸水対策工事についてお答えいたします。

まず浸水している場所でございますけれども、道道と直角に川沿いの道路で、通常の降雨では道路側溝を経由して川に流れますけれども、短時間の大雨で側溝ではひろいきれず冠水状態になるわけでありまして。道道と並行な一番奥の通り橋北2条通りですけれども、これの延長線上に川まで素堀側溝を整備するものであります。

それと伐採でありますけれども、この伐採については先程、企画財政課長の説明と若干重複しますけれども、柳橋から柳橋南8号通りの橋でございますけれども、そこから国道までの両側を延長線30メートル、この支障木を伐採するものであります。底ざらいという話もありましたけれども、これも考えはしましたけれども、今回は側溝の整備と伐採で行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） その工事は素堀側溝ということですが、その素堀側溝というのは道路から川までの話ですか。側溝というけれども底過ぎては駄目だし川の水の高さによるだろうけれども、その辺は計算してやるんだろうと思うけれども、やはり素堀はそれで納まれば良いですけれども、その上の方の対策というのは、今のところは全然考えていないんだろうと。側溝だけで100万円というのは凄い金額だと感じます。何にも入れていない、ただ素堀だけで100万円というのは、凄い金額だとこの様に思ったりもします。

そして、その下の伐採は国道までですけれども、その下の方は、これをやる計画はあるのですか。この辺を少し聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 側溝の内容でありますけれども、底幅で3メートル上幅については勾配によって変わりますので5メートル前後となります。

深さについては、川に向かって徐々に深くなるということで、10センチから1.27メートル程となります。延長に関しては47メートルで、下というのは国道から更に下ということですか。国道より更に下に関しては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 3～4点程あります。最初は27ページですが、庁舎の維持管理に要する経費で、役場庁舎耐震診断業務委託料271万1,000円についてであります。

役場の庁舎の耐震度はどうなのかという事で診断すると思いますが、実際に自分たちが使っている庁舎の耐震診断ですけれども、何処をどんなふうにとどの部分を調査してその結果がどういう形で表れてくる、どの部分を調査した結果、これはマグニチュードいくらに対処できるもの、このくらいの強さであれば倒壊に至るものとか、診断の方法によって、どこを審査して何処に狙いを付けて診断にして結果を得ようとしているか。その辺の診断の目的といいますか、そういうことを明らかにしていただきたいと思います。

それで今回、庁舎の耐震診断をするというのは、やはり一定の目的があるかと思うのですけれども、2011年の3.11の時の揺れは本当に凄い横揺れで、もう一押ししたら崩れるんじゃないかという感じです。そういうことからすれば、この次はどこまで持つのかなという不安はとともあるので、この時期にこういう審査をして結論を出したいという不安は、とともあるのでその辺の意図を説明してもらいたいと思います。

次に、公の集会施設維持管理に要する経費で、自治会と言いましたか、チャイムスピーカーの補修といいますか、そう聞いたような気がするのですけれども、この辺のところ詳しく説明して欲しいと思います。

次は、41ページです。勤労青少年ホームに要する経費で、先程、質問に対して答弁があったのですけれども、私聞きづらいところもありまして、府に落ちない部分もありましたので、それについて質問したいと思います。

漏れているのに気付いたのはいつ頃で、そして漏れ初めから気がついて対応するまでにどれくらいの量の灯油が流れていたかということです。それは月日にしてどのくらい

の月日で浸みて出ていったかというのが調べられているかどうかです。

それから水道水については、ビニールの水道管で、それに対して油が浸透したということはないと、結果的には水質汚染をしていないんだというふうに私は聞こえたのですけれども、そういうことで良いのかどうか。

再度確認の意味で、そうであれば私は飲み水に関して影響がなかった、その部分では不幸中の幸いといえますか、そういうことだと思います。

それからもう一つですが、この工事費といえますか、事故処理業務委託料2,721万円という額ですが、どうしてこんな大きな金額になって出てくるのか、細分化してこれにいくら、これにいくらというような感じで出していただきたいのと、この金額はこうやって出てきているから、確実な金額だと思うのですけれども、もっと安く出来なかったのかと、今後もこれはもっと安くないのかというのがあるのですが、想像つかないくらい大きな金額だと思います。

もし自分の家の灯油漏れであれば、私は危ないから直ぐ消防に電話して検討してくださいと言ったら、これは土壌も汚染されているから火事にならないように全部やっってしまうという、そんな感じで進めて大したお金も掛からないで処理できるような、自分のところであればです。

結果的に見れば、そんな形で出来なかったのかなという感じで私は見ております。その辺のところ説明して欲しいと思います。

次に小中学校の方ですが、幾つかの学校で屋体ですか、天井の落下物ということで表現されておりますが、その落下物は何が落ちてくるのかということの説明です。そしてそれぞれの建物は築何年で、それ以前は落下物があったのか無かったのか。その説明もお願いしたいと思います。以上よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 私の方から、最初の27ページの役場庁舎耐震診断業務委託料についてお答えいたします。

役場庁舎につきましては、昭和42年建築後48年経過しております。経年による劣化、老朽化加えまして、度重なる地震に見舞われております。建物としては相当なダメージを受けているものであります。

このことから従前より建物の耐震性について懸念があったところであります。また防災拠点として町民の生命と財産を守る為に、今後ともその機能を維持していかなければなりません。このことから役場庁舎の現状を把握するために、この度、役場庁舎の耐震診断を実施しようとするものであります。

耐震の場所と申しますか、場所は特にここということでは無く、建物全体を診断するというところでございます。

それと29ページ、公の集会施設等維持管理に要する経費の手数料ですけれども、これは所謂愛の鐘ということで町内21カ所に設置されております。この度、先建ての暴風によりまして、スピーカーが落下してございます。具体的に渡散布住民センター、それと熊牛地区コミュニティーセンターのスピーカーが落下しております。全て落ちた訳では無いですが、今4つスピーカーがあるのですけれども、2個3個付いているのですが、それも落下の危険性があるということで、地元の方からも考慮してくれないかということで、この度その2カ所について撤去しようとするものでございます。地元についても了解を得ております。

私の方からは以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 41ページの勤労青少年ホームの灯油漏れについてですが、漏れたのに気付いたのは、何時かということですが、これは平成26年の10月15日です。それに対応するまでにどれだけの量と日数ということですが、量につきましては、その時期灯油配管を修理したのが、翌日の10月16日です。

それから26年10月以前の灯油の消費量をチェックしたところ、26年3月で130リッター多かったと、これは使用頻度の増減範囲かとその時は思っておりました。26年の修理する前の9月までに約850リッターが多く消費されていたことから、約980リッター近くが漏れていたと想定されております。結果的には水道水には影響がなかったということですが、昨日、結果報告で先程水道課長の方からも説明しましたが、水道水については油分は含まれていないと、ただ微かな臭気がしてまして、それが水道法で行くと飲料水の基準に達しないと判断されております。

もう1点、委託料の内訳ですけれども、これにつきましては土壤汚染調査費用で、これはあくまでも概算ですけれども170万円、それと汚染土壤の浄化費用で2,551万6,000円を予算化、補正予算で上げたのですが、これはあくまでも調査する前

の額なので、当然、今回の調査結果の中で、1地点しか今回油が見つかっていなかったということで、ある程度もう少し縮小されるのかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会の補正予算について、ご説明を申し上げます。

まず小学校費の中の工事請負費、天井等落下工事の概略につきましては、企画財政課長の方から申し上げますけれども、小学校で申しまして3校、まず茶内小学校でありますけれども、茶内小学校につきましては、平成2年建築で、この工事の内容でありますけれども、屋体と校舎の天井落下防止工事に掛かるものであります。

屋体につきましては、照明器具落下防止の為にチェーンを新設する工事、校舎にありましては、玄間ホール等の天井落下防止ネットの新設、または暖房照明器具等の落下防止のワイヤーの新設を8箇所やるものであります。

続きまして、浜中小学校でありますけれども、建築年度につきましては平成12年度工事概要につきましては屋体につきましては、照明器具の落下防止チェーンの新設12カ所、校舎につきましては多目的ホール天井等防止ネットの新設、または照明器具等の落下防止のワイヤーの新設を5カ所予定しております。

続きまして、茶内第一小学校でありますけれども、建築年度につきましては、昭和58年度。工事概要につきましては屋体について照明器具落下防止チェーンを12カ所、また体育館にあります吊り上げ式バスケットボードの落下防止用のワイヤー等の改修、校舎にありましては、多目的ホールの天井落下防止ネットの新設、または天井に付いていますスピーカー等の落下防止ワイヤーの新設をする工事内容であります。

中学校につきましては、2校今回実施します。霧多布中学校につきましては屋体の部分であります。屋体の天井等落下防止ネットの新設、または照明器具落下防止ワイヤーの新設20カ所。また吊り上げ式バスケットゴールを撤去し新設する工事内容であります。

茶内中学校でありますけれども、茶内中学校につきましては、建築年度は昭和59年度で、工事内容につきましては、屋体の照明器具落下防止ワイヤーの新設16カ所、また吊り上げ式バスケットゴール用ワイヤー等の新設であります。

この学校施設の耐震化につきましては、3.11の災害時に公共施設、学校も含めてでありますけれども、中の吊天井、照明器具または吊上げ式のバスケットゴール等の落

下等があったことからの文科省による補助事業でありますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） まず27ページの庁舎の耐震診断についてですけれども、耐震診断するという目的について、従前より大きなものが来たら危ういというようなことから、今回はしっかりそれを調べてみようということでした。

少しこの部分、危ない部分というような細かいものまでと思ったのですけれども、全体的にそうだと。直近では姉別南中学校の耐震測定の結果、ここはもう使用できませんというような判断もあったり、あるいは教室の方は何とかまだ使用できるとか、そういう状況もあったと思うので、どういう形でこの役場が診断されるかというのは、やはり注目したいと思います。

この結果が出るのは、いつ頃でるのかというのを一つ質問したいと思います。

次に同じページの、公の集会場のチャイムスピーカーです。これは解りました。変な時に体操の曲が流れたり、そういうことがありまして大変だなと思ひまして、その時間が狂ってしまったというのがありまして、それで直ったのかと思ひたら、また予算も上がってきているということから、何か所かスピーカーが落ちたりしているのだから完全に補修したという理解で良いのかと思ひます。

それから、次の質問ですけれども、41ページです。その漏れたであろう灯油の量ですけれども、途中で使っている灯油の量もあると思うのですが、26年3月で130リットル、26年9月までで850リットル、合わせて980リットルということでタンクに490リットル入るんですかね。あれを2個使うということになるかと思うのです。そうなれば普通の会館で勤労青少年ホームの年間の使用量というのは、どのくらいあるのかと私はそんなにないかと思うんです。

年間の使用量いくらで900何リットルと言ったら相当な量のはずなので、やっぱり10月16日におかしいんじゃないかと、漏れているんじゃないかと言って見て歩くという、そういうところも気付かねばならない量ではないのかと私は思ひましたが、役場としては色々な施設にそういう灯油のタンクを持っている訳ですから、これはそれぞれの課が責任を持って灯油漏れがないかどうかを調べるというのは、大変難しいことかと思ひますけれども、自治会の会館は自治会で管理してもらうとか、それから役場が直接管理しているところは、やっぱり灯油漏れ、水道洩れ、電気の漏れとか、そういうものがないかどうかというのは、やはり管理するという点で言えば全く気付かないような

状況にあるというのは良くないと思いますが、今回の気付かなかったという点について、今後どんなふうにしようとしているか。その辺も答えていただきたいと思います。

それから、金額ですが私は汚染された土壌を浄化するということでは、相手が灯油ですから、やっぱり直接皮膚についたりするとそれは大変だろうと思いますが、きちんと灯油に触れないような服装で作業をすることによって、もう少し安く出来るのであれば私は土の入替だとか、浄化作業等は土を何処に処理するかというのもあるでしょうけれども、2,000数百万円というのは、私は勿体無いと思うので経済して削って貰えないかと、その件について、ケチってもっと大きな事故になったら困るからやらせていただきますというのであれば、それはそれで良いかと思います。

最後の学校の落下物で解りました。以前も確か釧路沖地震でしたか、東方沖地震でしたか平成5年、6年に起きた地震で霧多布中学校の照明灯が落ちたり散布中学校の屋体の照明灯も落ちたりと記憶があります。これはそういう危険があるのであれば、即直した方が良いと思いますし、それから平成12年等に建設された学校の照明灯が落ちるといのは、屋体の照明灯が落ちることについては経験済みなので、完成時にチェーンを付けてやるとか、ネットで覆うだとかそういう取り組みをしながら、途中で工事をやると言ったら、足場を組んだりするのもお金がかかるし新設の時に、そういうものをきちんとこちらから要望して落ちないように工夫してもらおうという事で、やるべきかと私は思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 私の方から1点だけ確認させていただきます。

歳出29ページですけれども、公の集会施設等維持管理による経費の愛の鐘でございます。これにつきましては、今回先程も申し上げましたけれども、渡散布住民センターと熊牛地区コミュニティーセンターの愛の鐘のスピーカーが落下しました。これに伴いまして、修繕ではなくて撤去してしまうということで、これは地元の方からも了解を得てございます。その撤去費用ということで今回6万1,000円の予算を計上しているところでございます。

庁舎の耐震診断の委託期間ですけれども、最低でも4ヵ月を予定しているということで年度を越して、最低でも5月頃には最終的な数値が出てくるのではないかとということで今考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) 41ページの勤労青少年ホームでの委託の関係ですけれども、これにつきましては年間の使用料が、これは勤労青少年ホーム全体で年間3,000リットル前後使用されております。

これからの対策ですけれども、管理体制につきましては、灯油漏れがあり修理した時点で本当は必ずチェックするというのが当たり前のことですが、対応の甘さからこのような事故を招いてしまいまして、本当にこの度は申し訳なく思っております。

今後につきましては、配管の点検も含め施設の安全管理に努めて参りたいと思っております。それと工法ですけれども、先程も質問で出ておりましたが、今回の工法につきましては、土壌の置き換えとかで行くと、かなり高額になるという事で、今回一応敷地がまず狭いと、それと先程も話しましたが、土壌処理する為の場所が確保できないということで、バイオインジェクト工法というのがありまして、その工法で行うと、それは地下水を汲み上げる、汲み上げて浄化させてまた戻すと、この繰り返しの方法でありまして、掘削除去に比べますとコスト的にもかなり安いと。

後、早期の浄化が可能であるということから、この工法で行くということで業者の方と打ち合わせができております。

それで今回検査結果が出まして、1地点タンクの周辺だけが油があるということで、おおむね限定されました。今までは敷地全体で見積もりをいただいておりますので、かなり縮小されるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 公共施設の維持管理と言うことでございます。

各原課においては、自分で管理している公共施設日々点検をしていただいております。しかしながら、今回このようなことが起きましたので、改めまして各原課の方に、色々と日常点検しっかりやってくれということでの通知を出してございます。

加えまして、原課のみならず業務で訪れた際には、何か気が付いた点があればその都度、各原課に報告し速やかに対応するようにということで、通知文書を出して注意喚起しているところでございます。

以上でございます。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時14分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員